

第4次 出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画



平成29年（2017）3月

出雲市

出雲市男女共同参画都市宣言

わたしたち出雲市民は、
悠久の歴史をこえて、21世紀に躍る
日本のふるさと出雲の創造に向かって

男女がそれぞれ認め合い
男女がそれぞれ支え合い
男女がそれぞれ個性輝き

市民一人ひとりが歴史と文化を誇り、
自分らしく生きる喜びに満ちた出雲をめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成17年（2005）12月16日

出 雲 市

上記宣言文は、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、豊かに自分らしく暮らせるまちにしたいという想いを込め、市民のみなさんによりつくられたものです。

はじめに

出雲市は、平成17年12月16日に「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、同時に、県内で初めて「男女共同参画都市宣言」を行しました。その後、平成18年3月に策定した「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」を基に5年ごとに見直しを行い、男女共同参画のまちづくりを推進してきました。

現在日本は、少子高齢化の進展に伴い、総人口、労働力人口が減少しています。そうしたなか、国は、持続的発展のために女性の活躍は極めて重要な政策課題であるとしています。平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

出雲市では、女性が活躍し、男女がともに暮らしやすい社会を実現するために、政策方針決定過程への女性の参画を推し進めるとともに、男女が自らの意思に基づき、それぞれのライフスタイルに応じて個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて取組を進めていきたいと思ひます。

計画策定にあたっては、これまでの取組の検証を行い、市民のみなさまのご意見も伺いながら、新たな課題や数値目標を盛り込んだ第4次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』を策定しました。今後この計画を基に、市民のみなさまをはじめ、関係機関・団体の方々とともに、出雲らしい男女共同参画のまちづくりを進めていきたいと思ひます。

最後に、この計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました出雲市男女共同参画推進委員会の方々、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民のみなさまに、心から感謝申し上げますとともに、今後の取組へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年（2017）3月

出雲市長 長岡 秀人

目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 策定の趣旨	1
2. 策定の背景	1
(1) 男女共同参画に関する国・県の動き	
(2) 出雲市における男女共同参画の状況	
3. 出雲市男女共同参画の現状・課題	3
第2章 計画の基本的な考え方	
1. 計画の位置づけ	8
2. 計画の期間	8
3. 計画が目指す将来像	8
4. 計画の基本目標・基本課題	8
5. 施策の体系	10
第3章 計画の内容	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり	12
基本課題1 人権尊重意識の啓発	15
基本目標Ⅱ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会づくり	17
基本課題1 政策方針決定過程への男女共同参画の推進	20
基本課題2 家庭における男女共同参画の推進	21
基本課題3 地域における男女共同参画の推進	24
基本課題4-1 職場(働く場)における男女共同参画の推進	26
基本課題4-2 女性の活躍推進	29
基本課題5 教育現場における男女共同参画の推進	31
基本課題6 その他の分野における男女共同参画の推進	32
基本目標Ⅲ 男女間の暴力根絶、生涯を通じた心身の健康づくり	33
基本課題1 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶	34
基本課題2 性と生殖に関する互いの意思の尊重	36
基本目標Ⅳ 推進体制の整備	37
基本課題1 行政における推進体制の整備	38
基本課題2 市民との連携体制の整備	40
基本課題3 国、県及び関係機関等との連携	40
第4章 計画の数値目標	41
第5章 計画の進行管理	42
参考資料	
1 第4次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定経過	43
2 「男女共同参画社会に向けての市民意識調査(平成28年6月実施)」集計結果(抜粋)	44
3 出雲市男女共同参画のまちづくり条例	45
4 出雲市男女共同参画推進本部設置規程	50
5 出雲市の主な動き	52

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

平成11年に公布された男女共同参画社会基本法では、21世紀の最重要課題として、「男女共同参画社会の実現」が位置づけられ、男女平等に向けた様々な取組が進められてきました。本市においても、平成17年12月、男女共同参画の取組の指針となる「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、真に心豊かで活力のある出雲市の創造に向け、男女共同参画のまちづくりを実現するために、家庭・地域・職場・教育現場等のあらゆる場面・分野での推進を図ってきました。

その結果、男女共同参画への理解は浸透しつつありますが、性別によって女性と男性の役割を固定化する意識はまだ存在しており、育児・介護などにおける女性の負担は依然として高く、家庭、職場、地域の各分野での不平等感につながっています。

現在、私たちを取り巻く環境は、家族形態の多様化、少子高齢化の進展、地域社会の変貌など急激に変化してきています。より住みやすい魅力あるまちづくりを進めるためには、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要です。

これまで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進をはじめ、様々な取組を進めてきましたが、平成27年8月には、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体で取り組んでいく「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は、「女性の活躍推進」「働き方改革」という新たな段階に入りました。

こうした状況から、国や県の動向を踏まえ、引き続き出雲市における男女共同参画のまちづくり実現のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、第4次「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」を策定します。

なお、本計画の一部は女性活躍推進法に基づく市町村推進計画としても位置づけます。

2 策定の背景

（1）男女共同参画に関する国・県の動き

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられ、平成12年には「男女共同参画基本計画」を策定し、以降、男女共同参画に関するさまざまな取組が行われてきました。そして、平成22年には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「さまざまな困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し取組が行われました。現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、大きく変わり始めています。特に、平成27年8月には「女性活躍推進法」が成立し、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

島根県においては、平成13年に「島根県男女共同参画計画」が策定され、平成14年には「島根県男女共同参画推進条例」が制定されました。その後、平成13年の「配偶者

からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行を受け、平成17年には、相談から自立支援まで総合的な取組を進めるため「島根県DV対策基本計画」が策定され、DV※対策に取り組んでいます。また、平成28年3月には、新たに、職場における男女共同参画の推進（人材育成とネットワークづくり）、防災対策における男女共同参画の推進などを盛り込み「第3次島根県男女共同参画計画」が策定されました。

（2）出雲市における男女共同参画の状況

出雲市では、平成18年3月に策定した『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』を継続・発展させた第2次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』を平成22年3月に、そして、第3次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』を平成25年3月に定め、家庭・地域・職場・教育現場等のあらゆる場面・分野での男女共同参画のまちづくりを進めてきました。

平成17年には、市民に男女共同参画のまちづくりをアピールするために「男女共同参画都市宣言」を行い、平成20年11月には「全国男女共同参画宣言都市サミットinいずも」を市民主体の実行委員会の企画運営で開催し、市民レベルでの男女共同参画の動きが活発化しました。

また、平成21年3月には、社会問題となってきたDV（配偶者からの暴力）に対応していくため「出雲市DV対策基本計画」を策定し、「研修・普及啓発活動の充実」と「相談窓口の充実」に視点をあてた取組を行ってきました。さらに、平成24年3月には、3年間の取組を評価・総括し、第2次「出雲市DV対策基本計画」を策定しました。

こうした中、第3次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』の最終年である平成28年度、「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」を実施しました。前回調査（平成24年7月）と比べ、女性が仕事を持つことに肯定的な人の割合や、社会のあらゆる分野（家庭生活、職場、地域活動等）での男女の平等感の割合が増加しているといった結果が出ており、これまでの取組が成果を上げていると考えられます。

その一方で、子育て・介護支援の拡充、企業への啓発、市の審議会等への女性委員の積極的登用など、これまで以上に取り組んでいく必要のあるポイントも浮き彫りになりました。

なお、今回行った市民意識調査では、男女共同参画に関する平等意識の経年変化や、あらゆる分野での女性の活躍に向けた意識や取組を調査しました。その結果、20代の女性は「女性が家庭を守るべきという考え方」に肯定的である人の割合が他の年代と比べ多いことや、「女性が仕事を続けていくことについて」は、男女ともに続けにくいと回答した人が多いこともわかりました。

今後も、市の行った施策が市民の男女共同参画意識にどう反映したかを知るために、継続して調査することが必要です。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナー等密接な関係にある、または、あった異性からの暴力（身体・精神的な暴力のほか、性的、経済的、社会的暴力などさまざまな形態がある）。広い意味では女性や子ども、高齢者や障がい者等、家庭内の弱者への暴力にも使われることがある。

3 出雲市男女共同参画の現状・課題

第3次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』では、4つの基本目標を定め、取組を進めました。その検証は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり

重点的取組事項 男女共同参画意識の普及・定着

- 出雲市男女共同参画センターを中心に、各種啓発講座を実施しているほか、さまざまな広報媒体（広報いずも、市のホームページ等）を活用し啓発を行っていますが、啓発講座については受講者が少数にとどまっているため、今後広域的かつ効果的な啓発方法について考えていく必要があります。
- 男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査（平成28年6月実施）では、性別による役割分担意識に否定的な人の割合が減少する結果になり、特に20代女性、70代以上の男性・女性で性別による役割分担意識を否定する割合が低い傾向にありました。また、社会のあらゆる場（家庭生活、職場、地域活動等）で男性が優遇されていると感じている人が全体の半数を超えています。今後は、対象を絞った啓発も必要と考えられます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点的取組事項 ワーク・ライフ・バランスの推進 地域における取組の充実

- 政策や方針決定過程への男女共同参画の推進について、市の審議会等の委員を選出する際、男女いずれか一方の性が40%未満にならないように努めてきましたが、平成28年4月1日現在の市の審議会等における女性の参画は28.2%でした。審議会等の委員については、各団体からの役職で選任される場合が多く、委員の選出方法の見直しも含め、更なる市の取組強化が必要です。
- 市民意識調査では、「女性自らが、会長など責任ある役職につくことを避けようとする」と感じる人が、21.9%（前回調査から減少）ありました。一方「市の審議会・委員会などに女性の委員を積極的に登用すること」が重要であると考えた人の割合が前回調査から11%増加し、男女共同参画社会を実現するためには、女性の参画が必要であることが、徐々に浸透してきたことがわかります。引き続き、家庭・地域における男女共同参画の意識啓発を進めていく必要があります。
- 家庭での役割分担についての啓発や子育て支援、介護支援などを行ってきた結果、市民意識調査での家庭生活における男女の平等感は上がってきました。若い世代では、男女ともに子育てする傾向がみられるものの、介護においては依然として女性が主になって担っている傾向もみられました。少子・高齢化への対応、働き方改革も含め、事業所へのワーク・ライフ・バランス推進の啓発を一層進めていく必要があります。

基本目標Ⅲ 男女間の暴力根絶と生涯を通じた心身の健康づくり

重点的取組事項 男女間の暴力の防止と被害者への支援

- 平成19年度から出雲市女性相談センターを設置し、専任の女性相談員による相談体制を整え、平成21年3月には「出雲市DV対策基本計画」を策定し、DVをなくす環境づくりの取組や被害者への支援を行ってきました。また、平成21年度からは、市役所内に「女性のための総合窓口」を設置し、ワンストップでのDV被害者への支援に努めてきました。
- これまでの啓発活動等により、DVについて言葉や内容が多くの方に認知されてきました。
- DVは犯罪であるとの認識が徐々に浸透するのにもない、出雲市女性相談センター、「女性のための総合窓口」での相談件数は増加し、その相談内容も複雑多様化しています。今後も引き続き、DV被害の防止と被害者に対する支援を積極的に行っていく必要があります。

基本目標Ⅳ 推進体制の整備

重点的取組事項 総合的な推進体制整備 市民と行政の協働の取組の推進

- 市では、引き続き全庁的に男女共同参画の取組推進を図りました。特に、防災訓練時に男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営訓練を行うなど、災害時における男女の人権に配慮した対応に向けた取組を進めています。今後も、様々な分野で男女共同参画を進めていく必要があります。
- 地域における男女共同参画については、コミュニティセンターを中心として各種講座等が開催されていますが、地域により温度差もみられ、効果的な講座等の企画・実施に向けて、市から地域への更なる積極的な働きかけが必要です。
- 市や市民、事業者、教育機関、地域の総合的活動拠点であるコミュニティセンター、その他関係団体等がそれぞれの責任を認識し、出雲市全体で主体的に男女共同参画の取組を行っていくことが必要です。

◆第3次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画数値目標の検証

第3次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画で数値目標を設定し、取組を進めた項目についての検証を行いました。

*平成28年6月実施 出雲市男女共同参画市民意識調査結果数値

項目	計画策定時 (H24年度)	H27年度	計画の 数値目標 (H28年度)	現状・課題
性別による役割分担意識に否定的な人の割合（市民意識調査）	66.1%	61.7%*	75%	平成28年6月に実施した市民意識調査では、性別役割分担意識に否定的な人の割合が減少。特に、20代の女性、70代以上の方が性別役割分担に肯定的であった。 それぞれの年代に応じた啓発が必要である。
市の審議会等への女性の参画率	31.0%	27.8%	40%	審議会の委員について、各団体の役職で選任される場合が多い。団体の役職も男性が担っている事が多いため、参画率のアップにつながらなかった。 市の取組意識を変え、選任方法を見直す等により積極的に取組む必要がある。
女性の参画がゼロの審議会等の数	7	11	0	
家庭生活において男女が平等であると感じている人の割合（市民意識調査）	32.8%	37.4%*	35%	家庭での役割分担についての啓発などにより、家庭における男女の平等感の割合は増えた。しかし、介護においては依然として女性が主に担っている傾向がみられた。働き方改革も含め、事業所へのワーク・ライフ・バランス推進の啓発を進めていく必要がある。
地域社会において男女が平等であると感じている人の割合（市民意識調査）	34.7%	38.5%*	40%	平成28年6月に実施した市民意識調査では、地域での平等感はずいぶん増加している。ただ、男女ともに約5割の方が男性優遇と感じている結果となった。 今後、地域への啓発に力を入れていく必要がある。
女性消防団員数	11人	7人	24人	女性の視点を生かした、火災予防広報活動等が展開できた。 今後は、女性団員数を増やすためにも、家庭、職場、地域において、女性が消防団活動に積極的に参加できるような環境整備を図り、理解を求める必要がある。
職場において男女が平等であると感じている人の割合（市民意識調査）	31.8%	33.5%*	35%	平成28年6月に実施した市民意識調査では約5割の人が男性優遇と回答。職場での平等感、少しずつ増加傾向にあるが、「男性が優遇されている」という女性の意識が男性に比べ高い。 職場における男女共同参画意識向上のための啓発が必要である。

項目	計画策定時 (H24年度)	H27年度	計画の 数値目標 (H28年度)	現状・課題
ワーク・ライフ・バランスの認知度(市民意識調査)	54.0%	63.5%*	60%	平成28年6月に実施した市民意識調査では「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合は、男女とも20%台となり、前回調査に比べ増加。「言葉も内容も知らない」人の割合は、約3割に減少した。 しかし「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」人も4割程度あり、より啓発に力を入れていく必要がある。
こっころカンパニー市内企業数	40社	57社	60社	従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業数が年々増えてきている。
ワーク・ライフ・バランス研修実施事業所数	—	8事業所	10事業所	事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスについて考える啓発機会の提供ができた。今後も継続的な啓発機会の確保をしてもらうよう積極的に働きかけをしていく必要がある。
農業等における家族経営協定の締結数	61協定	64協定	65協定	経営方針や働きやすい職場環境等について家族で話し合い取り決めをし、女性農業者の活躍につながるため、協定の締結を推進している。
漁村集落女性活動支援の箇所数	0か所	—	5か所	※女性が主となって結成している団体が行う水産物の消費普及に向けた取組等に係る経費助成を行っていたが、現在は対象の補助金はない。
教職員を対象とした男女共同参画に関する研修実施の学校の割合(保、幼、小、中)	94.3%	100%	100%	担当課の積極的な働きかけにより、目標を達成することができた。 今後も、教える側の意識を高め、子どもへの教育を行っていく必要がある。
DV防止研修会参加人数(年間)	427人	374人	600人	地域、学校等での出前講座を通じDV防止への意識啓発を行った。特に、中・高生など若い世代への暴力を生まない予防啓発に力を入れ取り組みを進めることができた。
中学・高校デートDV防止出前講座実施校数(年間)	2校	9校	5校	
出生児全数訪問の実施	99.0%	99.4%	100%	出生児は全数把握し、ほぼ100%訪問している。 その後、4か月児健診等で全員に対応している。
市管理職に占める女性の割合	12.5%	14.2%	14%	職員一人ひとりの能力開発、女性の意識啓発の促進により、女性の管理職を登用する必要がある。

項目	計画策定時 (H24年度)	H27年度	計画の 数値目標 (H28年度)	現状・課題
市職員男女共同参画職場 研修の実施率(年間)	88.5%	88.7%	100%	市職員においても、男女共同参画の視点に立ってそれぞれの職務を遂行し、地域における男女共同参画推進者としての役割を果たす必要がある。
男女共同参画の視点からの 防災講座の実施(年間)	—	5講座	5講座	災害時には、多様な立場の方に配慮した取り組みが行われるよう、女性の視点を取り入れることが重要で、地域の防災活動の場、あらゆる災害支援活動において、平常時から女性の参画の機会を確保していくことが必要であることが、徐々に広まってきた。 今後も引き続き、啓発をすすめていく。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、「出雲市総合振興計画」及び同基本計画をはじめその他関連する計画の目的・意義との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現に向けた事業を展開するための計画です。

また、本計画の基本目標Ⅱについては、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置づけます。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、社会の動向や情勢の変化に的確に対応していくため、状況に応じて施策の見直しを行います。

3 計画が目指す将来像

将来像（出雲市男女共同参画のまちづくり条例第1条）

～真に心豊かで活力ある出雲市の創造～ 男女共同参画のまちづくりの実現

4 計画の基本目標・基本課題

出雲市男女共同参画のまちづくり条例第3条に掲げる7つの基本理念に基づき、市における男女共同参画の状況、これまでの取組をふまえながら、基本目標及び基本課題を掲げて計画を推進します。

今回の計画では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、男女間の暴力の根絶と被害者への支援に加え、昨今の社会情勢や市民意識調査等を参考に、男性中心型の働き方等を前提とする労働慣行を見直し、女性の活躍を推進することにより、男性も女性もあらゆる分野において活躍できる社会の実現に向けて重点的に取り組んでいきます。

なお、計画の中で特に課題として注視すべき項目については、進捗の指標となる数値目標を設定します。

男女共同参画のまちづくりの基本理念（出雲市男女共同参画のまちづくり条例第3条）

- ①男女の人権の尊重
- ②男女がそれぞれの多様な生き方を認め合う
- ③政策決定等に男女が対等・平等に参画
- ④家庭、地域、職場等のあらゆる活動に男女が対等・平等に参画
- ⑤性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥男女間の暴力の根絶
- ⑦国際社会の取組と国際協調による男女共同参画の推進

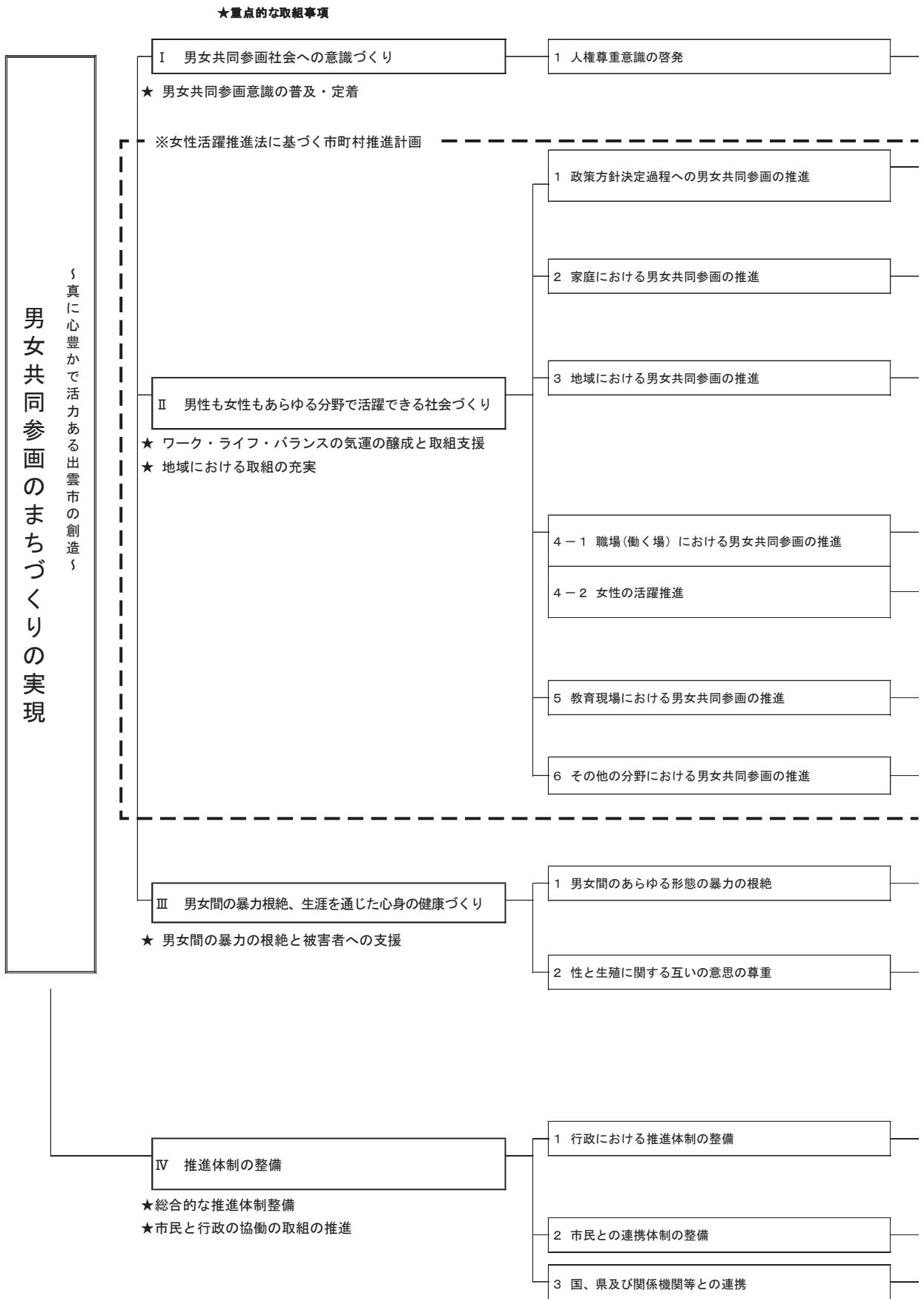
基本目標	基本課題
I 男女共同参画社会への意識づくり	1 人権尊重意識の啓発
II 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会づくり	1 政策方針決定過程への男女共同参画の推進 2 家庭における男女共同参画の推進 3 地域における男女共同参画の推進 4－1 職場（働く場）における男女共同参画の推進 4－2 女性の活躍推進 5 教育現場における男女共同参画の推進 6 その他の分野における男女共同参画の推進
III 男女間の暴力根絶、生涯を通じた心身の健康づくり	1 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶 2 性と生殖に関する互いの意思の尊重
IV 推進体制の整備	1 行政における推進体制の整備 2 市民との連携体制の整備 3 国、県及び関係機関等との連携

5 施策の体系

将来像

基本目標

基本課題



施策の方向

具体的取組

I-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 性別役割分担意識の解消 (2) メディアによる男女共同参画に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画に関する講演会や講座の開催 2 多様な広報媒体による広報・啓発の充実 3 市民相談体制の充実 4 男女共同参画についての先進的な取組の紹介等（意識改革のための広報、啓発） 5 刊行物やホームページの内容の見直し 6 男女共同参画の視点からの表現の啓発
II-1	(1) 政策方針決定過程への女性の参画	<ul style="list-style-type: none"> 7 審議会等の政策方針決定過程への女性の参画促進 8 市及び市の関係団体等における女性参画の促進 9 男女共同参画に関する人材情報の活用
II-2	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭における点検・見直し (2) 子育て、介護等の支援策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 10 家庭における男女共同参画意識の普及 11 夫婦を対象とした学習機会の提供 12 子育て支援や高齢者・障がい者福祉・介護サービスの情報提供 13 子育て、介護、障がい者（児）に関する相談業務の充実 14 子育てネットワーク等の支援体制の充実 15 子育て支援事業の充実 16 要介護者（高齢者、障がい者）がいる家庭への支援の充実 17 母子家庭、父子家庭への支援の充実
II-3	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における点検・見直し (2) 人材の育成と参画の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 18 地域における男女共同参画意識の普及 19 地域における男女共同参画の取組推進 20 地域運営への男女共同参画の推進 21 消防団、自主防災組織への女性参加の促進 22 市民団体・グループへの活動支援
II-4-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職場（働く場）における点検・見直し (2) 事業所等に対しポジティブ・アクション（積極的改善措置）への取組の支援 (3) 農林水産商工業、自営業者等における取組の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 23 労働に関する法令等の広報・情報提供 24 経営者等へのポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発 25 農業等における女性の経済的地位の向上の取組 26 女性の起業支援、女性グループ活動の支援
II-4-2	(1) 男性中心型労働慣行等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 27 職場の慣習・慣行の見直しと意識改革を図るための啓発 28 長時間労働削減などの働き方改革
II-5	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育現場における点検・見直し (2) 学校（園）教育における取組の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 29 教職員等に対する研修の実施 30 園児・児童・生徒に対する人権教育の推進 31 人権パンフレット等を活用した指導
II-6	(1) その他の分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 32 国際理解の促進 33 多文化共生の推進 34 その他の分野における男女共同参画の推進
III-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女間の暴力を根絶する環境づくり (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 35 DV防止に関する広報・講座等の開催 36 学校におけるDV防止研修の実施 37 DV等相談体制の充実 38 DV被害者支援体制の充実と自立への支援 39 セクシュアル・ハラスメント防止意識の普及
III-2	(1) 性と生殖に関する互いの意思の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 40 発達段階に応じた性の健康教育の実施 41 健康教育の推進と、健診・相談体制の充実 42 妊娠、出産等における母性保護の促進
IV-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市における体制整備 (2) 拠点施設機能の充実 (3) 男女共同参画の環境整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 43 男女共同参画推進体制の整備 44 行動計画実施状況の把握・見直し 45 男女共同参画に関する苦情相談窓口の設置 46 入札参加希望者等の男女共同参画への取組状況把握 47 男女の適材配置 48 市職員研修の実施 49 男女共同参画推進拠点施設機能の充実 50 コミュニティセンター機能の充実 51 災害時等の男女の人権に配慮した対応 52 ユニバーサルデザインによるまちづくり
IV-2	(1) 市民との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 53 職場、教育現場における推進体制の整備 54 男女共同参画のネットワークづくり
IV-3	(1) 国、県及び関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 55 国、県及び関係機関との連携による推進

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり

【重点的な取組事項】★男女共同参画意識の普及・定着

女性も男性もすべての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、市民一人ひとりに、男女が認め合い支え合う男女共同参画の意識を醸成していくことが必要です。

今後更なる男女共同参画意識の醸成のためにも、各年代・性別に応じた男女共同参画講座の企画や、広報いずも等を活用し定期的かつ継続的に男女共同参画社会の実現について考えるきっかけづくりを提供していきます。特に、今まで長時間勤務や転勤が当たり前とされ、主に仕事中心の生活をしがちな男性や、市民意識調査結果から自立意識、職業意識を育む必要があると思われる20代、30代の比較的若い世代に対して男女共同参画を進めるための取組を積極的に行います。

また、多様なメディアが発信する情報により、男女共同参画について間違った捉え方がされている場合もあるため、女性の人権や社会的性差（ジェンダー※）に敏感な視点※で情報を公正に判断する力が養えるよう啓発していきます。

※ジェンダー

人間には、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性差」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性差」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

※社会的性差（ジェンダー）に敏感な視点

「社会的性差」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

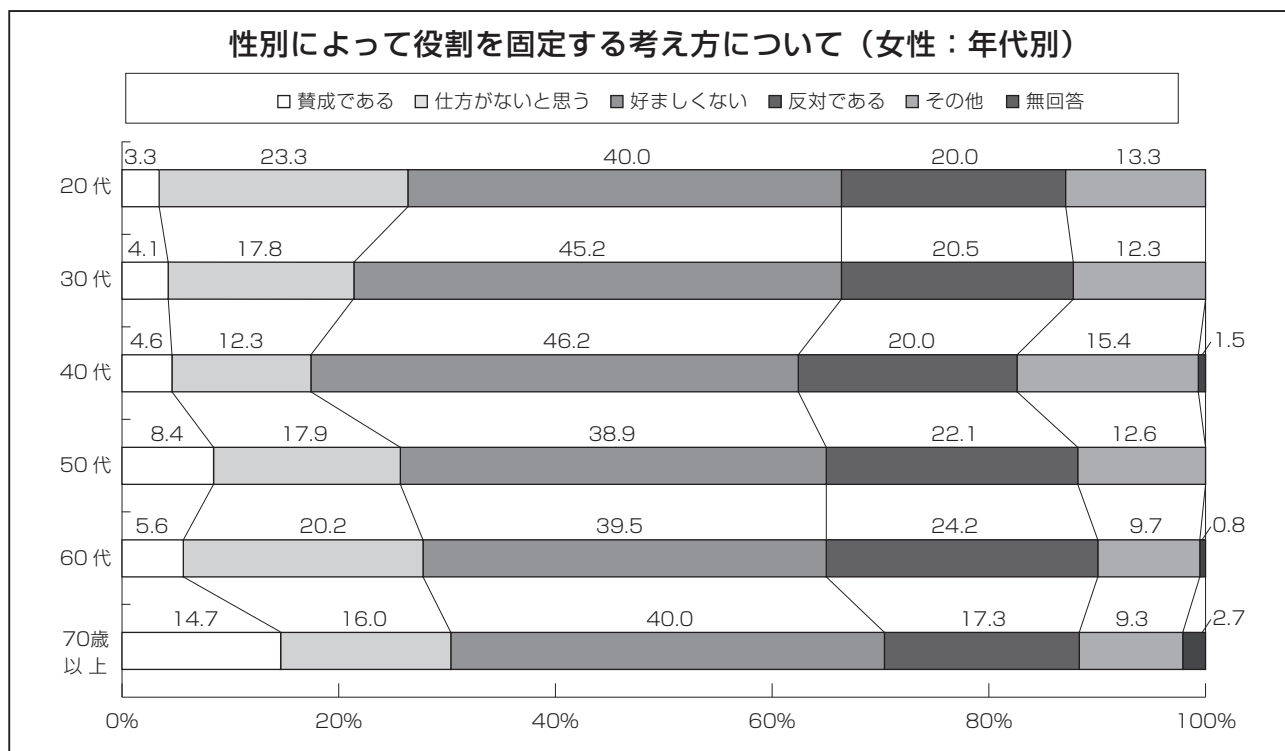
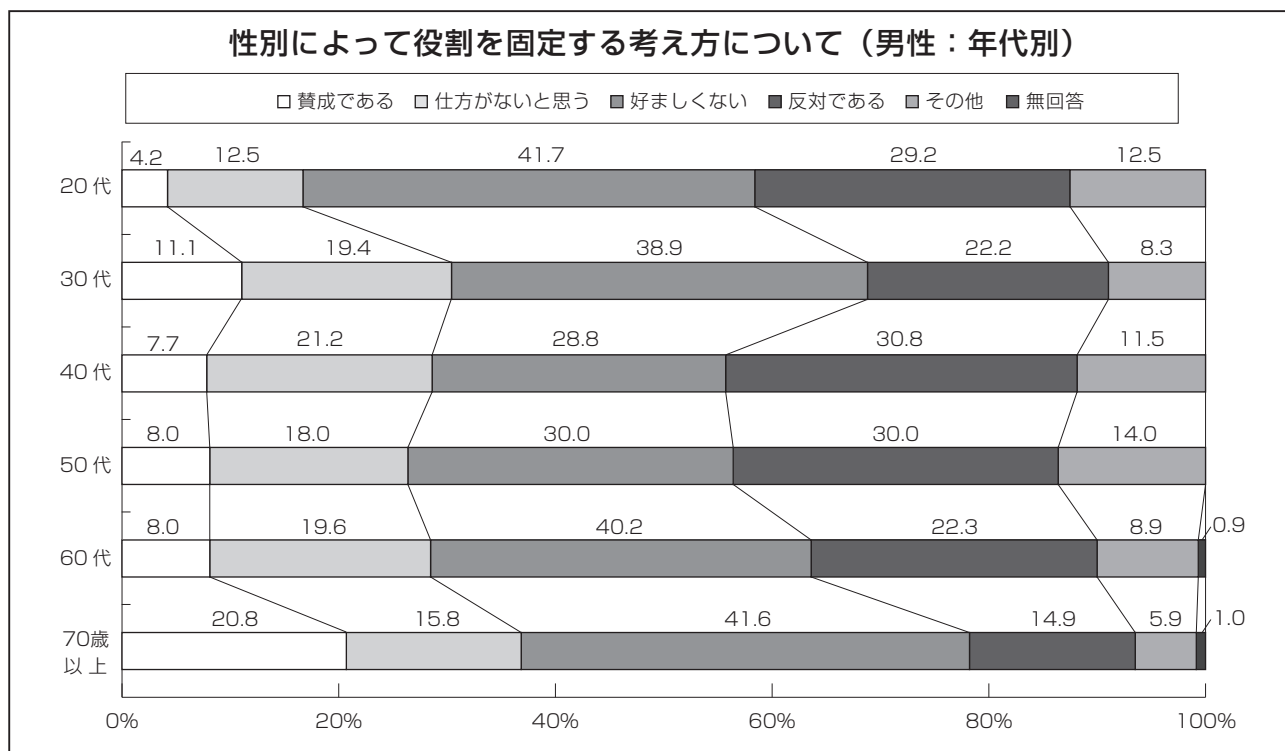
このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化をめざすこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なります。たとえば、児童生徒の発達段階を踏まえない、行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は、きわめて非常識です。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではありません。

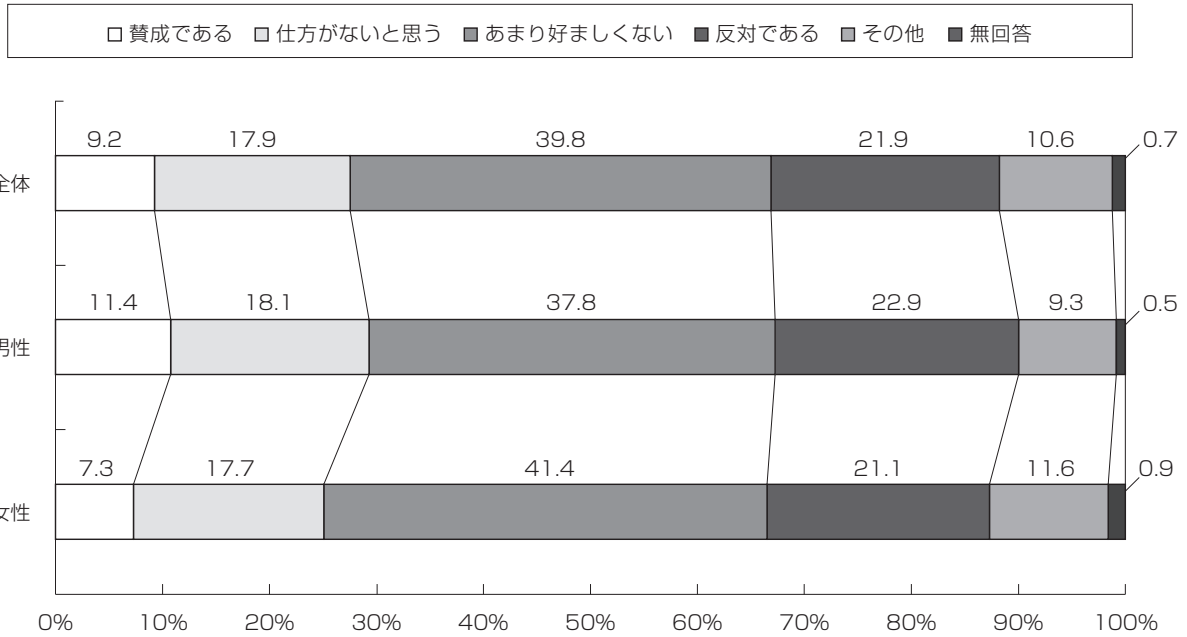
（内閣府「男女共同参画基本計画（第2次）から」）

【参考資料；男女の役割に関する意識】

『男は外で働き、女は家庭を守るべき』といった性別によって役割を固定する考え方について、あなたは
どう思いますか？』



性別によって役割を固定する考え方について



引き続き固定的性別役割分担意識の解消に向けて取り組む必要がありますが、「男性」「女性」「年代」で意識の違いがみられることから、今後は、広く一般対象ではなく、対象を絞った啓発が必要と考えられます。

参考資料；「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」結果から。

（平成28年6月、市内の満20歳以上の男女2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）を対象に実施）
以下グラフ内容は同調査から抽出。回答者数849人（男性376人、女性464人）、回答率42.5%。

基本課題 1 人権尊重意識の啓発

(1) 性別役割分担意識の解消

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
1	男女共同参画に関する講演会や講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重の視点から、本行動計画及び「<u>出雲市人権施策推進基本方針</u>※」に基づき、講演会・講座の開催、啓発事業の充実を図ります。 ○地域、職場等への出前講座を積極的に実施します。 ○男性、20代30代の男女共同参画を進めるための取組を推進します。 ○<u>LGBT</u>※の人などが、周囲の既成概念のために社会参画を阻害されることがないように啓発に取り組みます。 	人権同和政策課 市民活動支援課
2	多様な広報媒体による広報・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙への定期的かつ継続的な掲載、啓発パンフレット・情報紙・ホームページなどの様々な広報媒体を活用し、男女共同参画の必要性を広く周知する啓発を進めます。 ○男女共同参画に関する資料を収集し、市民への情報提供に努め、意識啓発を進めます。 	人権同和政策課 市民活動支援課 出雲中央図書館
3	市民相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる人権問題についての相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、相談者への適切な助言・支援を行います。(女性相談、人権相談、児童相談、子ども・若者相談など) 	人権同和政策課 高齢者福祉課 子ども政策課 市民活動支援課
4	男女共同参画についての先進的な取組の紹介等(意識改革のための広報、啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画啓発事業、広報・ホームページ・ケーブルテレビ等の広報媒体を活用し、家庭・地域・職場・教育現場での先進的な取組を紹介し、啓発を図ります。 	市民活動支援課

※数値目標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)
性別による役割分担意識に否定的な人の割合(市民意識調査)	61.7%	75%

※出雲市人権施策推進基本方針

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策基本方針」の趣旨を踏まえ、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を定め、その施策を推進するための行動計画として策定。

※LGBT

女性同性愛者(レズビアン; Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ; Gay)、両性愛者(バイセクシュアル; Bisexual)、性同一性障がい者など(トランスジェンダー; Transgender)の人々を意味する頭字語。

(2) メディアによる男女共同参画に関する啓発

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
5	刊行物やホームページの内容の見直し	○市の広報・ホームページや啓発紙及び各種刊行物について、男女共同参画の視点に立った表現ができていないか点検し、必要に応じて見直しを行います。	市民活動支援課 各課
6	男女共同参画の視点からの表現の啓発	○市の刊行物を作成する際の参考資料を提供し、男女共同参画の視点に立った表現を促します。	市民活動支援課

基本目標Ⅱ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会づくり

女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画

【重点的な取組事項】★ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成と取組支援 ★地域における取組の充実

少子・高齢化の進展等、社会情勢の急速な変化に対応するため、家庭生活と仕事や地域等の活動の両立ができる環境づくりに重点的に取組み、家庭、地域、職場、教育現場等あらゆる分野において、男女共同参画を推進します。

社会の構成員の半数を占める女性の意思を公正に反映していくために、さまざまな分野で方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。現在市では、女性の参画がない審議会等が存在するため、今後、女性への男女共同参画の意識啓発を進めつつ、また市の審議会等委員の選考の際は、代表者（役職）に限らない委員選出の働きかけや、「島根県女性人材リスト」の活用などを積極的にすすめ、女性の参画がない審議会を解消します。

また、生活の基本となる家庭においても、男性の子育て、介護等への参画の実現等、家庭における男女共同参画意識の普及についてさらに取り組んでいきます。

地域における取組では、各コミュニティセンターにおいて、男女共同参画に関する講座・催しが開催されていますが、今後も市内全域において、積極的、効果的に男女共同参画の地域づくりが進むよう情報発信と講座企画を行います。また、地域の拠点であるコミュニティセンター職員等の企画力向上を図るとともに、市内の島根県男女共同参画サポーターとも連携して、地域における男女共同参画を推進し、男女共同参画の視点に立った市民団体や女性リーダーの育成にも努めます。

事業所（働く場）においては、長時間労働削減などの働き方改革や、職場における優秀な人材確保の点からも重要とされているワーク・ライフ・バランス※について考え、推進するための啓発を行います。そのうえで、事業所（働く場）内での研修機会の確保をしてもらうよう、今後も、国・県及び関係機関と連携を強化しながら、企業自らのポジティブ・アクション※の推進等について働きかけを積極的かつ継続的に行います。

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、女性を取り巻く環境の整備や支援が必要です。今後高齢化社会を迎え、多くの人々が直面するであろう介護について、介護のために離職を選択することがないように、介護と仕事の両立に向けた啓発を行います。また子育て期の方には仕事との両立を応援するため、ハローワークのマザーズコーナーの紹介等の就職支援を行い、女性が活躍できるよう取組を進めます。

教育現場においては、固定的な性別役割分担意識をなくすため、子どものころから男女共同参画を基本とする教育を引き続き行っていくとともに、将来の社会生活や家庭生活における、それぞれの個人の尊重と責任の重要性を認識する教育を行います。

その他、国際化社会が進展している中で市内においても在留外国人が増えています。引き続き、国際交流事業を推進するとともに、市内での生活のサポートを行っていきま

す。また、環境や文化、観光、スポーツ、消防・防災、まちづくりなど、市民の暮らしの改善につながるあらゆる分野においても、引き続き男女共同参画を推進し、活動の活性化を図ります。

以上の取組により、女性活躍推進法※の趣旨を踏まえ男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となる社会づくりを目指します。

※ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

(内閣府 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章から)

※ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

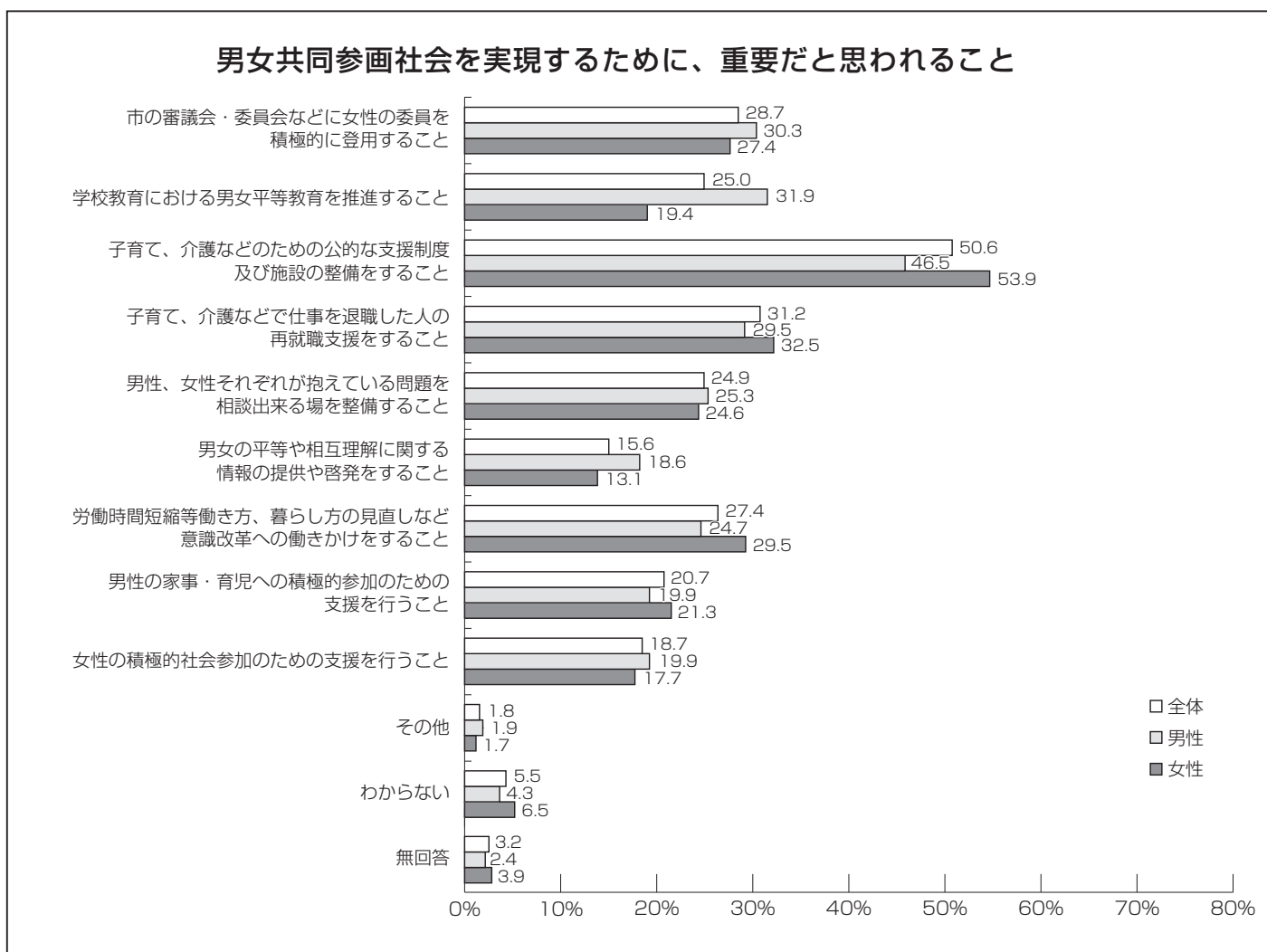
社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての、男女間の格差を改善するために、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対して、その機会を積極的に提供すること。

※女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としている。

【参考資料；男女共同参画社会を実現するために重要だと思われること】

『男女共同参画社会を実現するために、重要だと思われることを選んでください。』



回答の上位3項目は、

1. 子育て、介護などのための公的な支援制度及び施設の整備をすること
2. 子育て、介護などで仕事を退職した人の再就職支援をすること
3. 市の審議会・委員会などに女性の委員を積極的に登用すること



基本課題 1 政策方針決定過程への男女共同参画の推進

(1) 政策方針決定過程への女性の参画

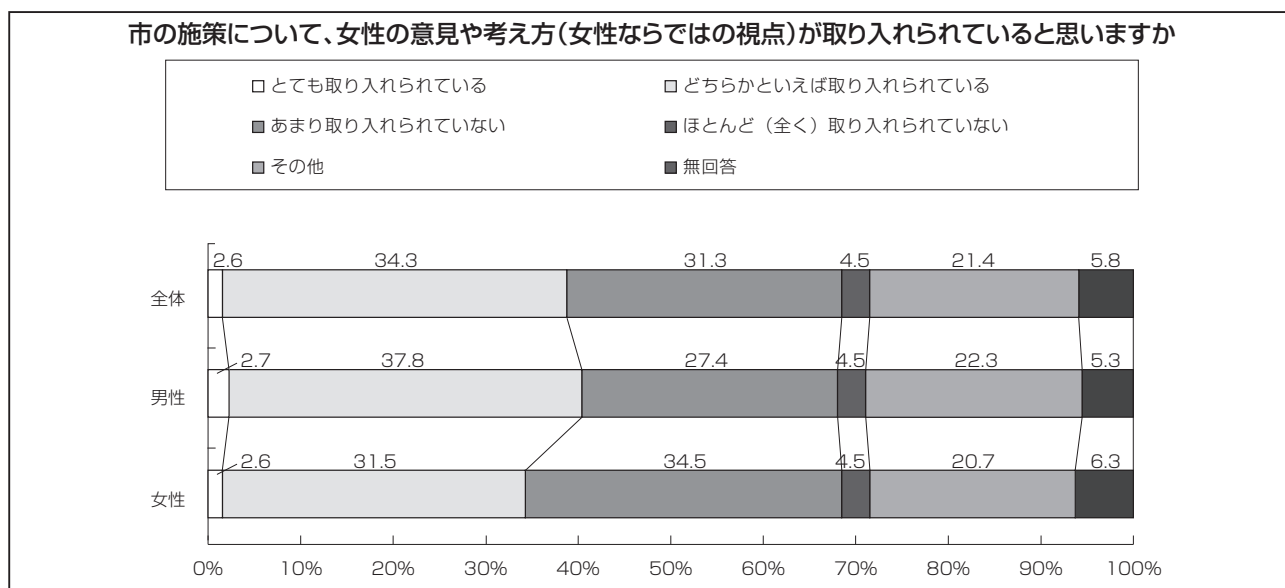
	具体的な取組	取組の内容	担当部署
7	審議会等の政策方針決定過程への女性の参画促進	<p>○市の審議会等への参画について目標数値を設け、「出雲市審議会等委員への女性の参画推進要綱」に基づき男女共同参画を推進します。</p> <p>○女性の意見を反映するよう市の意識、地域の意識を変える啓発等を行い、審議会等に女性が参画しやすい環境づくりを行います。</p> <p>○女性委員の参画のない審議会等については、女性委員の参画を積極的に推進します。</p>	市民活動支援課各課
8	市及び市の関係団体等における女性参画の促進	○市職員の男女共同参画意識の啓発をさらに進め、各種会議、団体においても、女性の参画促進について働きかけを行います。	市民活動支援課各課
9	男女共同参画に関する人材情報の活用	○「島根県女性人材リスト」を活用し、庁内各課が所管する審議会等委員の選考に際して人材情報を提供し、女性の登用の促進を図ります。	市民活動支援課

※数値目標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)
附属機関の女性の参画率	30.3%	40%
行政委員会の女性の参画率	10.6%	
その他の審議会等への女性の参画率	28.2%	
女性の参画がゼロの審議会等の数	13	0

【参考資料；市の施策について、女性の意見や考え方が取り入れられているか】

『市の施策について、女性の意見や考え方が取り入れられていると思いますか?』



「取り入れられている」と回答した人と「取り入れられていない」と回答した人は、ほぼ同じ割合でした。これは、女性の参画が進んでいる分野と進んでいない分野があること、また市の施策が市民に十分浸透していないことが要因と考えられます。今後、施策の積極的なPRも求められていると考えます。

基本課題2 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家庭における点検・見直し

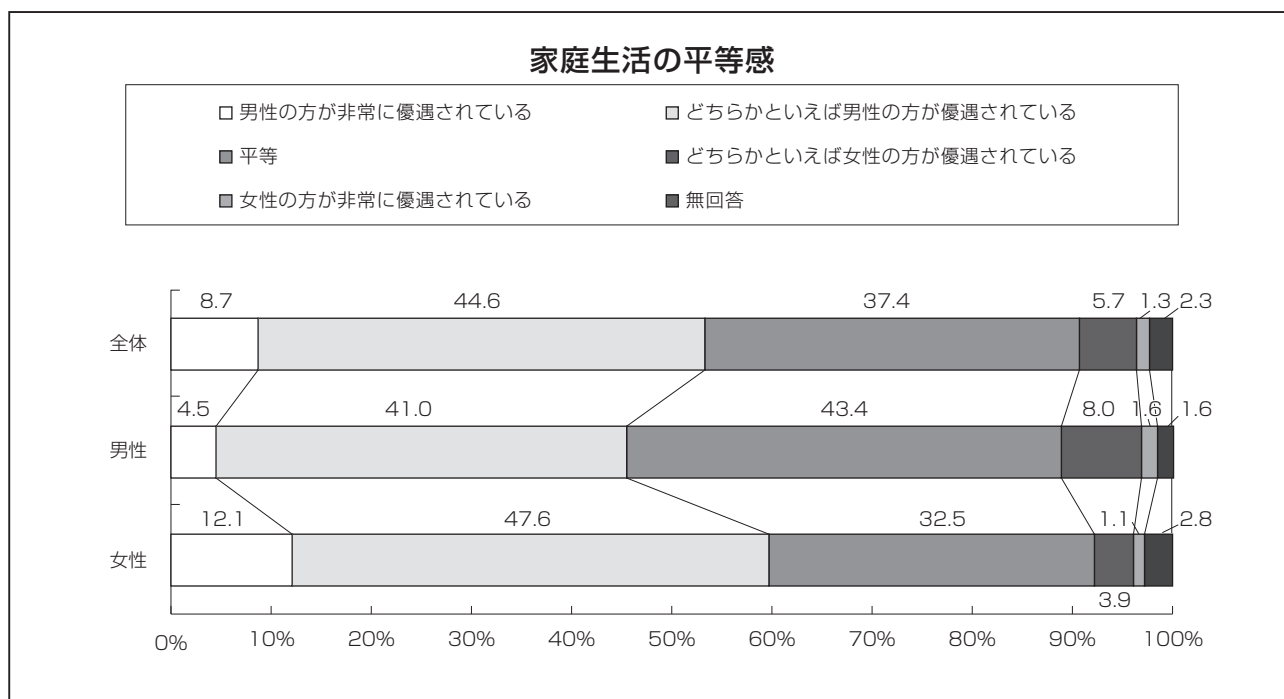
	具体的な取組	取組の内容	担当部署
10	家庭における男女共同参画意識の普及	○家庭生活における男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識啓発・情報提供を行い、男女がお互いに支え合う家庭づくりを促します。	市民活動支援課
11	夫婦を対象とした学習機会の提供	○学習会、講座を開催し、家庭教育や父親の家庭参加の重要性についての認識を促します。 ○父親の子育て参加を促進します。	市民活動支援課 健康増進課
12	子育て支援や高齢者・障がい者福祉・介護サービスの情報提供	○子育て支援や高齢者・障がい者福祉・介護サービス等の制度や施設情報についてわかりやすく周知し、家庭生活における子育てや介護等の負担の軽減を図ります。	福祉推進課 子ども政策課 高齢者福祉課 健康増進課

※数値目標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)
家庭生活において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	37.4%	50%

【参考資料；家庭生活における平等感】

『家庭生活中で、男女の立場は平等になっていると思いますか？』



全体的に「平等」「女性が優遇」の割合が増加しましたが、女性の約6割の人がまだ「男性が優遇されている」と感じています。意識としては平等であるべきと思いつつも、現状の改善までには至っていない事がうかがえます。

(2) 子育て、介護等の支援策の充実

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
13	子育て、介護、障がい者（児）に関する相談業務の充実	○子育てや高齢者福祉・介護、障がい者（児）に関する相談支援体制を充実し、悩み・不安等の解消を図ります。	福祉推進課 子ども政策課 高齢者福祉課 健康増進課 児童生徒支援課 市民活動支援課
14	子育てネットワーク等の支援体制の充実	○地域全体で子育て家庭を支援できるよう各地区への啓発を推進するとともに、子育て中の保護者、ボランティア、保育所、幼稚園等関係機関とのネットワーク体制の充実を図ります。	子ども政策課 健康増進課
15	子育て支援事業の充実	○地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実し、子育て家庭を総合的に支援します。	子ども政策課 学校教育課
16	要介護者（高齢者、障がい者（児））がいる家庭への支援の充実	○「 <u>高齢者福祉計画・介護保険事業計画</u> 」※・「 <u>障がい福祉計画</u> 」※に基づき、介護を必要とする高齢者、障がい者（児）等への支援サービスを充実し、要介護者及び介護者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。	福祉推進課 高齢者福祉課
17	母子家庭、父子家庭への支援の充実	○ひとり親家庭の経済的負担と児童の健全な育成、生活の安定を図ります。	福祉推進課 子ども政策課

※高齢者福祉計画・介護保険事業計画（H26年度策定。計画期間H27～29年度）

出雲市の高齢者保健・福祉・介護施策の道しるべとなるべき総合計画として位置づけ、日常生活圏域を単位とした高齢者施策を推進するために策定。介護保険事業計画としては第6期の事業計画となり、本計画策定にあたっては、平成37年度の介護サービス基盤を見据えて策定している。

※障がい福祉計画（H26年度策定。計画期間H27～29年度）

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込み量の確保のための方策等について定める3ヶ年計画。現計画は第4期計画。

基本課題3 地域における男女共同参画の推進

(1) 地域における点検・見直し

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
18	地域における男女共同参画意識の普及	○地域への出前講座等の実施により、地域における男女共同参画意識づくりを促します。 ○島根県男女共同参画サポーターと協働し、地域における男女共同参画意識づくりを促進します。	市民活動支援課

※数値目標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)
地域社会において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	38.5%	50%
地域における男女共同参画出前講座研修会参加者数 (5年間)	386人*	400人

*H27年度数値

(2) 人材の育成と参画の促進

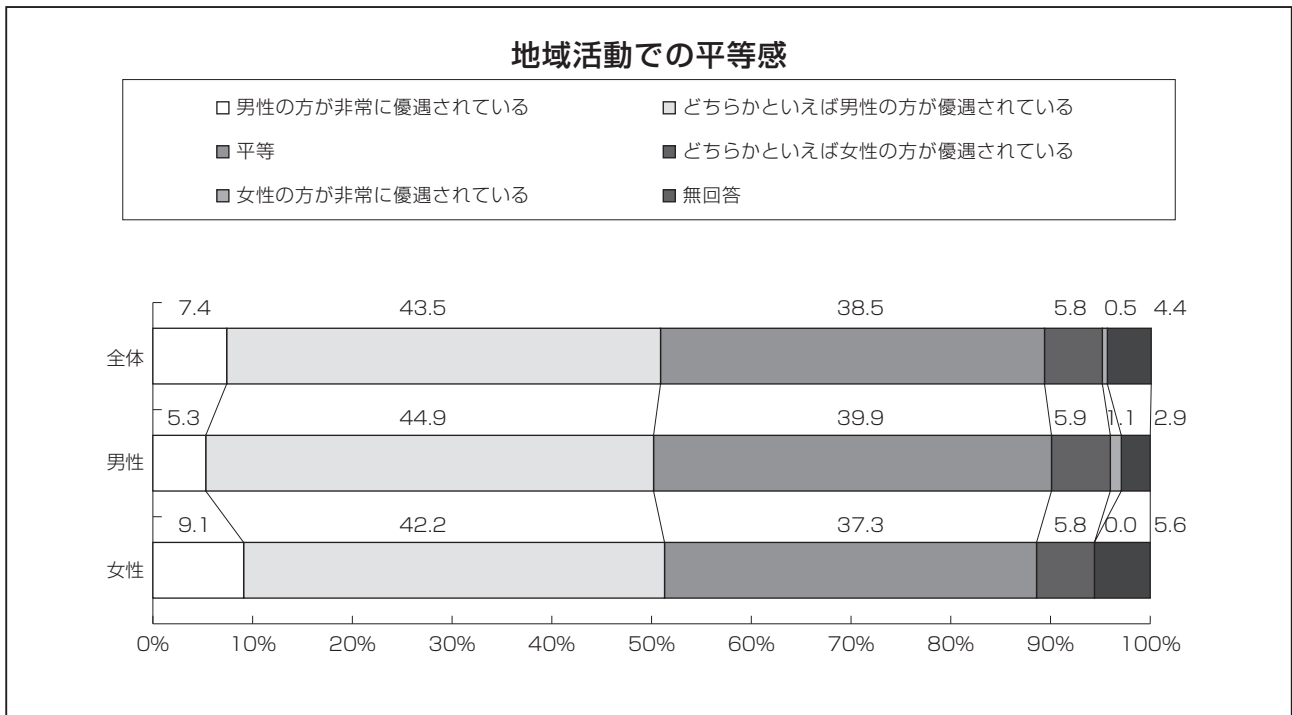
	具体的な取組	取組の内容	担当部署
19	地域における男女共同参画の取組推進	○コミュニティセンターとの連携により、地域における男女共同参画の取組を推進します。	自治振興課 市民活動支援課
20	地域運営への男女共同参画の推進	○地域への出前講座等により意識啓発を積極的に行い、各種団体、地区自治会等の運営に男女が共に参画できるような地域環境をつくれるよう働きかけます。	自治振興課 市民活動支援課
21	消防団、自主防災組織への女性参加の促進	○安心安全な地域づくりを進めるため、防災対策において男女双方の視点に配慮した取組が行えるよう女性の参加を促進します。	消防本部
22	市民団体・グループへの活動支援	○男女共同参画の視点に立った市民団体や地域のリーダーの育成に努め、市民による自立的・主体的な市民活動を支援します。	市民活動支援課

※数値目標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)
自治協会役員への女性の参画率	8.5%	10%
女性消防団員数	7人	20人

【参考資料；地域活動における平等感】

『地域活動で、男女の立場は平等になっていると思いますか？』



地域活動での平等感においても、少しずつ増加傾向にありますが、まだ男女ともに約5割が男性優遇と感じています。引き続き、地域における男女共同参画意識啓発の取組が必要です。

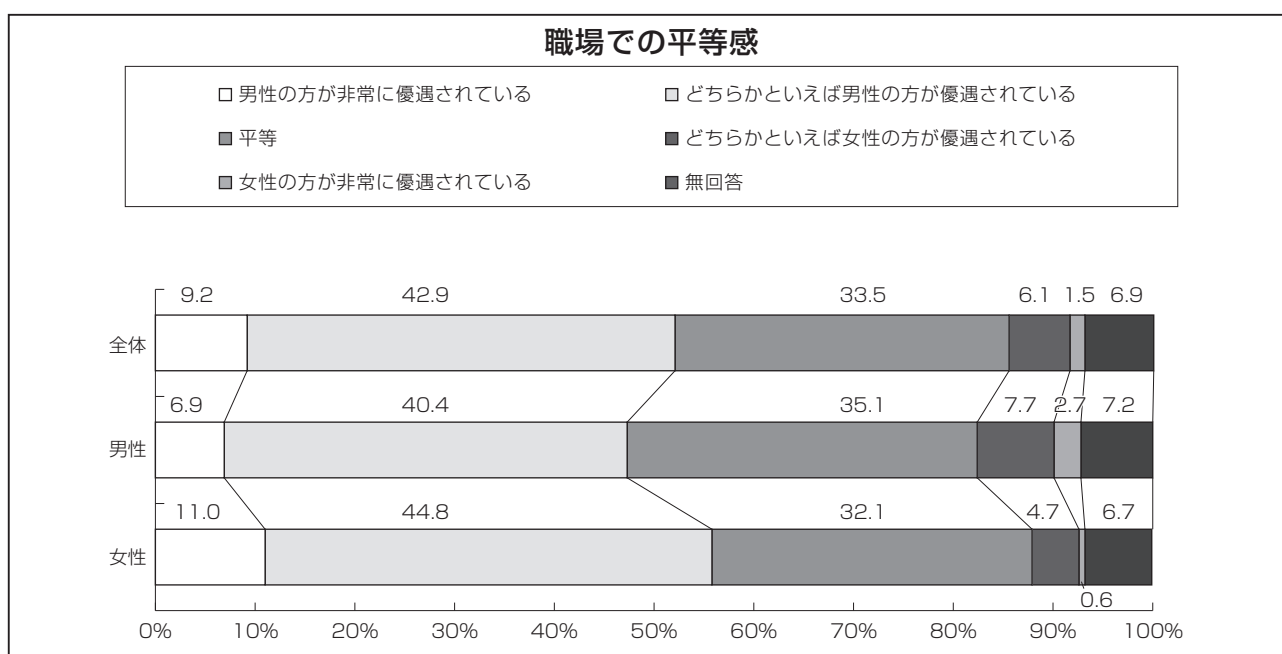
基本課題 4 - 1 職場（働く場）における男女共同参画の推進

(1) 職場（働く場）における点検・見直し

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
23	労働に関する法令等の広報・情報提供	○労働基準法※をはじめ、男女雇用機会均等法※、育児・介護休業法※等に関する広報や情報提供を行い、男女が共に安心して働ける職場づくりを促します。	市民活動支援課 商工労働課

【参考資料；職場における平等感】

『職場で、男女の立場は平等になっていると思いますか？』



職場においても約 5 割の人が男性優遇と感じています。職場の平等感は、少しずつ増加傾向にありますが、今回の調査でも「男性が優遇されている」という女性の意識が男性に比べ高い状況です。職場における男女共同参画意識向上のための啓発が必要です。

※労働基準法

労働者の労働条件の最低基準を定めた法律で、労働者(パートタイム労働者等を含む)を使用するすべての事業場に適用。

※男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を目的に、(1)募集及び採用に係る女性労働者に対する差別の禁止、(2)配置、昇進及び教育訓練に係る女性労働者に対する差別の禁止等を定めた法律。

※育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことをいう。この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とし、すべての事業所に適用する。

(2) 事業所等に対しポジティブ・アクション（積極的改善措置）への取組の支援

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
24	経営者等へのポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発	<p>○職場での男女間の格差をなくす取組、男女が働きやすい職場づくりの整備等について、経営者等へ積極的な普及啓発を進めます。</p> <p>○先進的な取組を行っている企業の紹介等を行い、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。</p> <p>○関係機関が開催する研修会等の周知、研修制度の情報提供等を行います。</p> <p>○一般事業主行動計画の策定、<u>こっころカンパニー</u>※認定を働きかけます。</p>	市民活動支援課 商工労働課

※数値目標

項目	現状（H28）	目標（H33）
職場において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	33.5%	40%

(3) 農林水産商工業、自営業者等における取組の支援

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
25	農業等における女性の経済的地位の向上の取組	○家族農業経営において、個人としての役割等を明確にし、適正に評価する <u>家族経営協定</u> ※の締結を推進します。	農業振興課
26	女性の起業支援、女性グループ活動の支援	○農林水産業、商工業等の起業をめざす人に対して、セミナーの開催、相談、資金等支援を行います。	産業振興課 新産業支援室 商工労働課 農業振興課 水産振興課

※数値目標

項目	現状（H28）	目標（H33）
農業経営における家族経営協定の締結数	64協定*	69協定

* H27年度数値

※こっころカンパニー

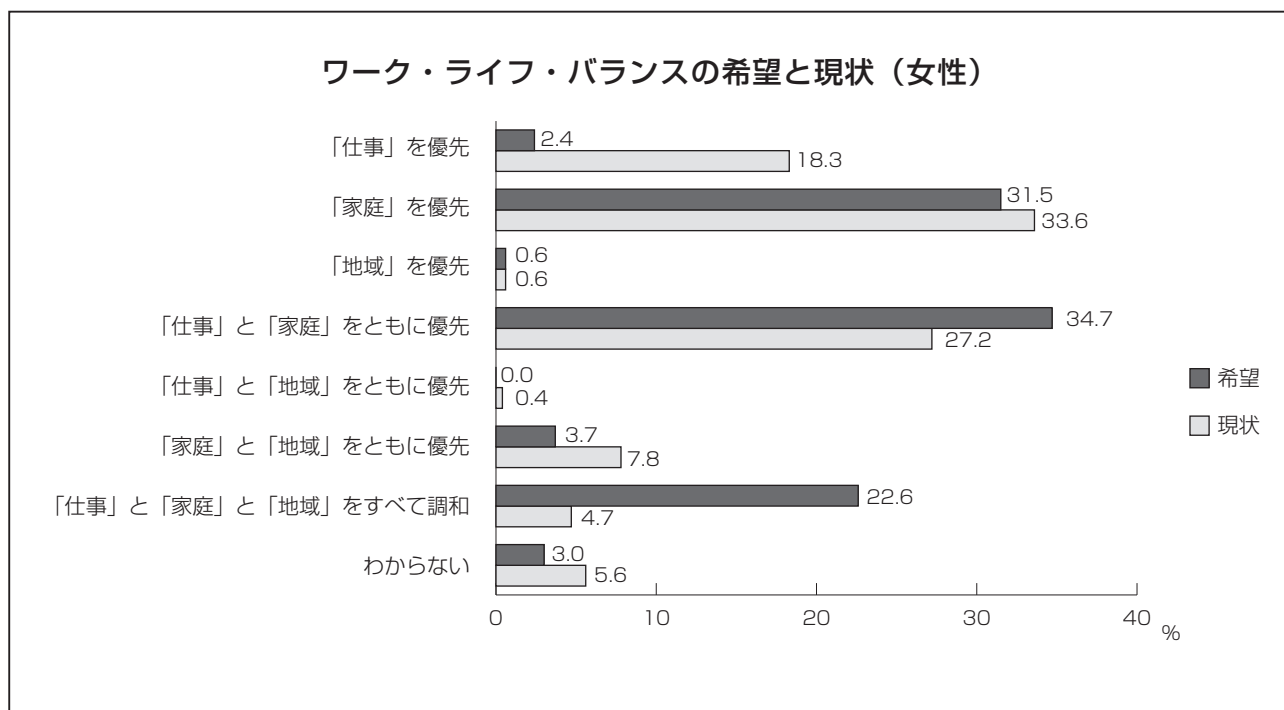
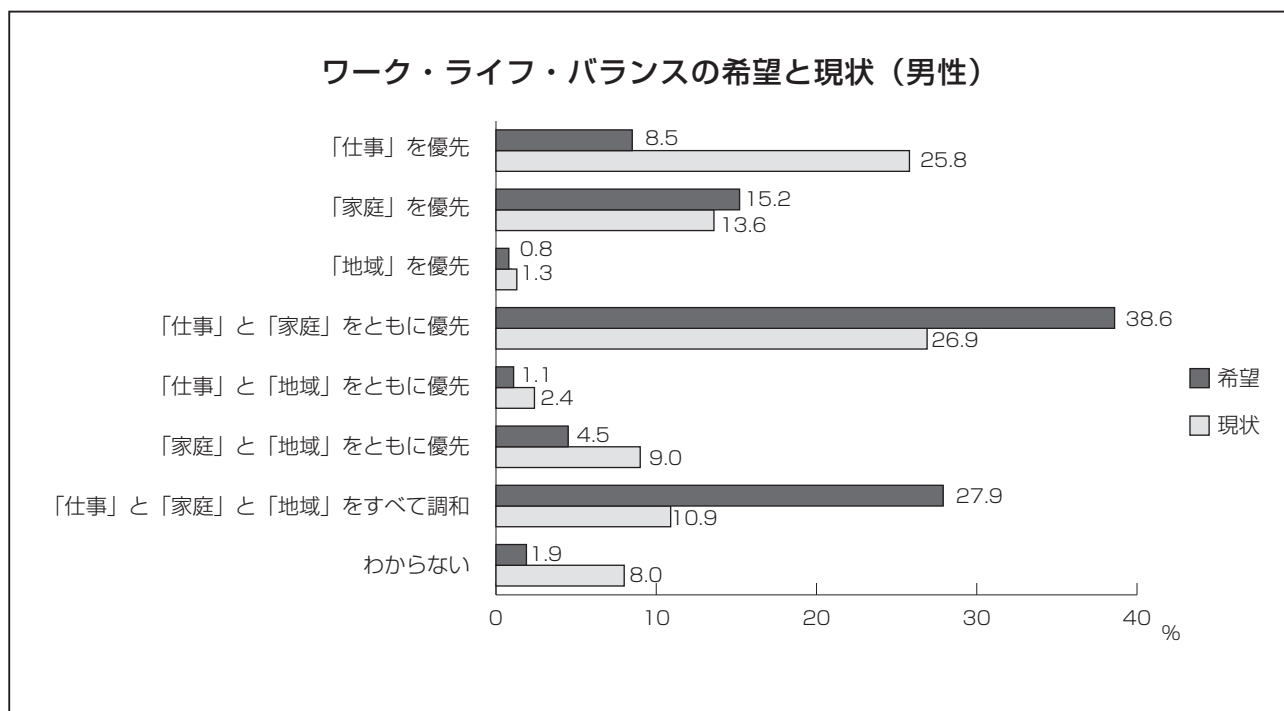
従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」として島根県が認定し、広くPRするとともに県の融資制度や入札制度で優遇している。

※家族経営協定

農家の家族の間で労働条件や報酬等を文書で取り決め、第三者の立会いで調印するもの。これにより、家族(主として夫と妻)の共同経営者としての地位や役割が明確になる。

【参考資料；仕事、家庭生活、地域生活の優先度】

『生活の中での、仕事、家庭生活、地域生活の優先度と現状は?』



仕事、家庭生活、地域生活をともに優先したいと希望しているにもかかわらず、実態としては男性は仕事を優先、女性は家庭を優先する結果になっている人が多い状況です。男性、女性とも、それぞれが理想とする暮らし方が実現できるよう一層のワーク・ライフ・バランス推進の取組が必要です。

基本課題 4 - 2 女性の活躍推進

(1) 男性中心型労働慣行等の見直し

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
27	職場の慣習・慣行の見直しと意識改革を図るための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○企業・団体の経営者等に対し、長時間労働の削減、働き方改革に向けての広報、啓発活動を推進し、女性活躍の推進を図ります。 ○ワーク・ライフ・バランスについての広報、啓発を行います。 ○介護離職予防に向けた経営者等への啓発を行います。 ○関係機関が開催する研修会等の周知や助成制度などの情報提供をします。 	商工労働課 市民活動支援課
28	長時間労働削減などの働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し働き方改革についての広報、啓発に努めます。 ○関係機関が開催する研修会等の周知や助成制度などの情報提供をします。 	商工労働課

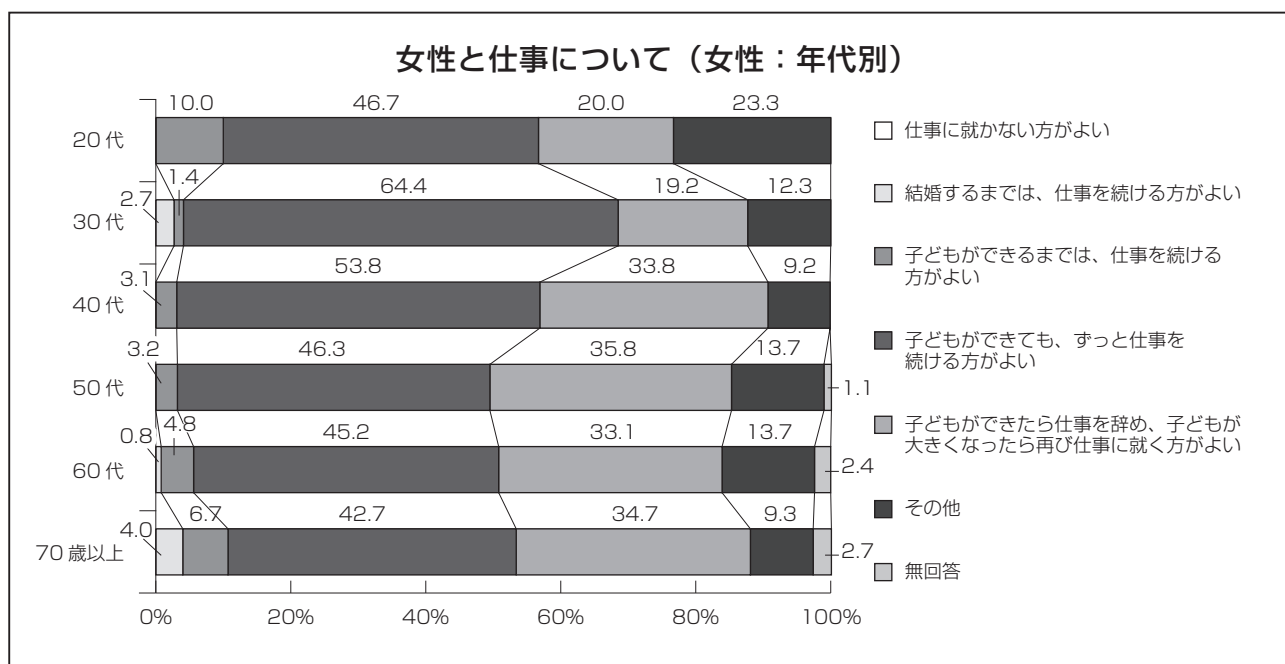
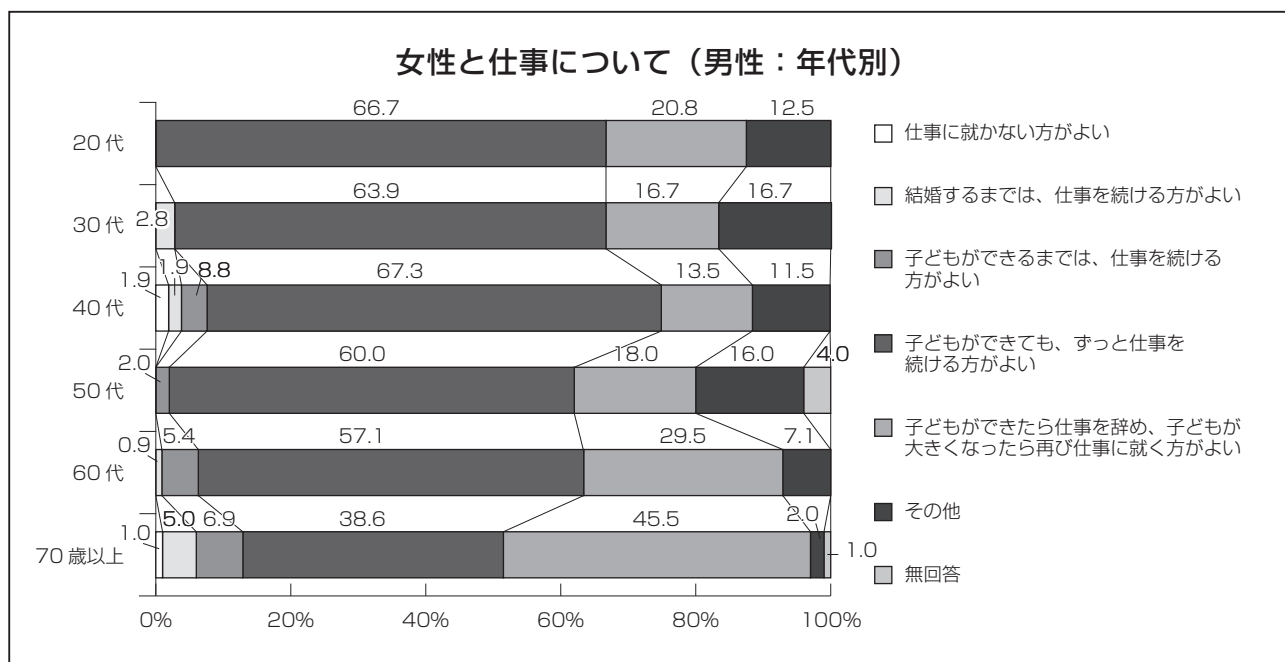
※数値目標

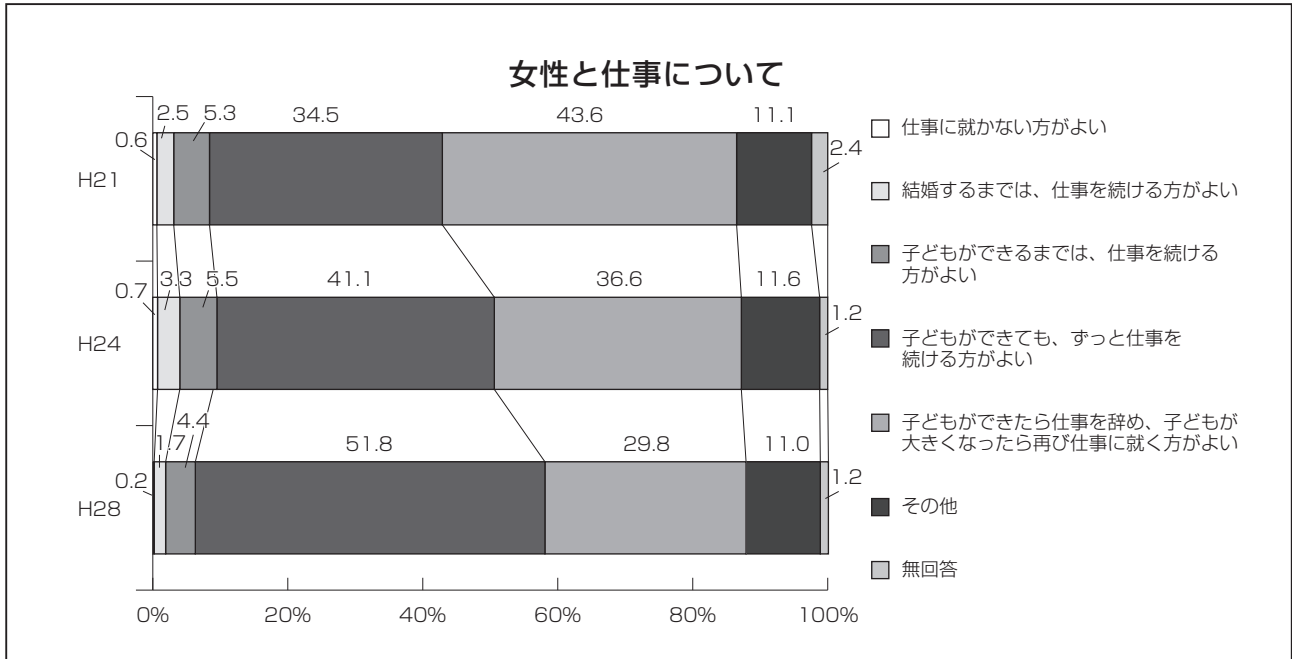
項目	現状 (H28)	目標 (H33)
ワーク・ライフ・バランスの認知度 (市民意識調査)	63.5%	70%
ワーク・ライフ・バランス研修実施事業所数 (5年間)	8事業所*	15事業所
女性が仕事を続けやすいと感じている人の割合 (市民意識調査)	25%	40%
[参考] 事業所の役員のうち女性役員の割合 (国勢調査)	25.4% (H22) ※H27調査数値は、 H29.4公表予定	—

* H27年度数値

【参考資料；女性と仕事についての考え方】

『女性と仕事についてどうお考えですか?』





男女ともに「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答している人の割合が調査ごとに上昇し女性が仕事を持つことは肯定的に捉えられています。

女性 20 代の特徴として、「子どもができるまでは、仕事を続ける方がよい」と回答している人の割合が他の年代よりも高くなっています。

前回調査に比べ、男女ともに「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」が増加し、「いったん仕事を辞めて再就職」と考えている人は、減少しました。

女性の活躍が進み、男性も女性も仕事と家庭生活を両立しやすい社会づくりのためにも、女性を取り巻く環境の整備や支援が必要です。

基本課題 5 教育現場における男女共同参画の推進

(1) 教育現場における点検・見直し

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
29	教職員等に対する研修の実施	○保育所、幼稚園、小中学校教職員を対象に人権尊重及び男女共同参画についての研修を実施します。	保育幼稚園課 学校教育課 児童生徒支援課 市民活動支援課

※数値目標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)
教職員を対象とした男女共同参画に関する研修実施の学校の割合 (保・幼・小・中)	100%*	100%維持

* H27年度数値

(2) 学校（園）教育における取組の支援

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
30	園児・児童・生徒に対する人権教育の推進	○発達段階に応じた人権を尊重した教育を実践し、園児・児童・生徒の男女共同参画意識を醸成します。 ○自分も他者も大切にできる園児・児童・生徒を育成します。	保育幼稚園課 学校教育課
31	人権パンフレット等を活用した指導	○人権意識高揚のための人権パンフレット等を活用し、人権尊重及び男女共同参画意識づくりの教育を推進します。	学校教育課

基本課題6 その他の分野における男女共同参画の推進

(1) その他の分野における男女共同参画の推進

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
32	国際理解の促進	○外国青年を招致しての異文化交流事業、講座の開催、外国語指導助手を招致した教育・交流により国際理解を深めます。 ○海外姉妹都市等との交流事業、各種国際交流活動団体への支援等を通じて、異文化交流を促進します。	政策企画課 国際交流室 学校教育課
33	多文化共生の推進	○互いの国籍や民族・文化の違いを尊重し、共に暮らす多文化共生のまちを推進します。	政策企画課 国際交流室 各課
34	その他の分野における男女共同参画の推進	○環境問題等への取組、まちづくり、地域おこし等、さまざまな分野における男女共同参画を推進します。	市民活動支援課 各課

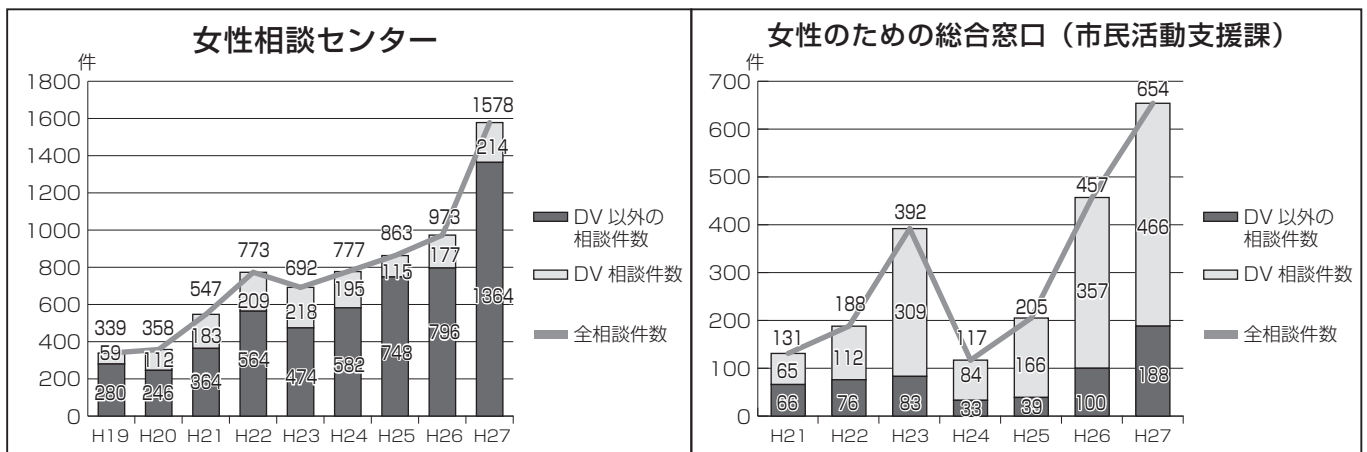
基本目標Ⅲ 男女間の暴力根絶、生涯を通じた心身の健康づくり

【重点的な取組事項】 ★男女間の暴力の根絶と被害者への支援

配偶者等からの暴力（DV）※は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず養護する子どもにも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼすことから、DV被害の防止と被害者に対する支援を積極的に行っていく必要があります。

平成28年度には、若年層への啓発、被害者支援の充実を盛り込んだ「第3次出雲市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」※を策定し、相談支援体制を強化するとともに、暴力を生まないための予防啓発（中学生を中心とした若年層へのDV防止に向けた啓発）の充実を促進します。それと同時に、関係機関との連携のもと、DV被害者の自立支援にむけて適切な対応に努めます。

また、女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※」の視点が重要です。そのため、男女の心身機能の特性に応じた健診や相談、性の健康教育の充実など、妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重される取組を進めます。



※配偶者等からの暴力（DV）

この計画では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）（平成13年法律第31号）で規定する「配偶者からの暴力」を対象とし、具体的には、配偶者に限らず、パートナー等密接な関係にある、または、あった異性からの暴力（身体・精神的な暴力のほか、性的、経済的、社会的暴力など）をいう。DVについての解説は、2ページに記載。

※第3次出雲市DV対策基本計画（H28年度策定。計画期間H29～33年度）

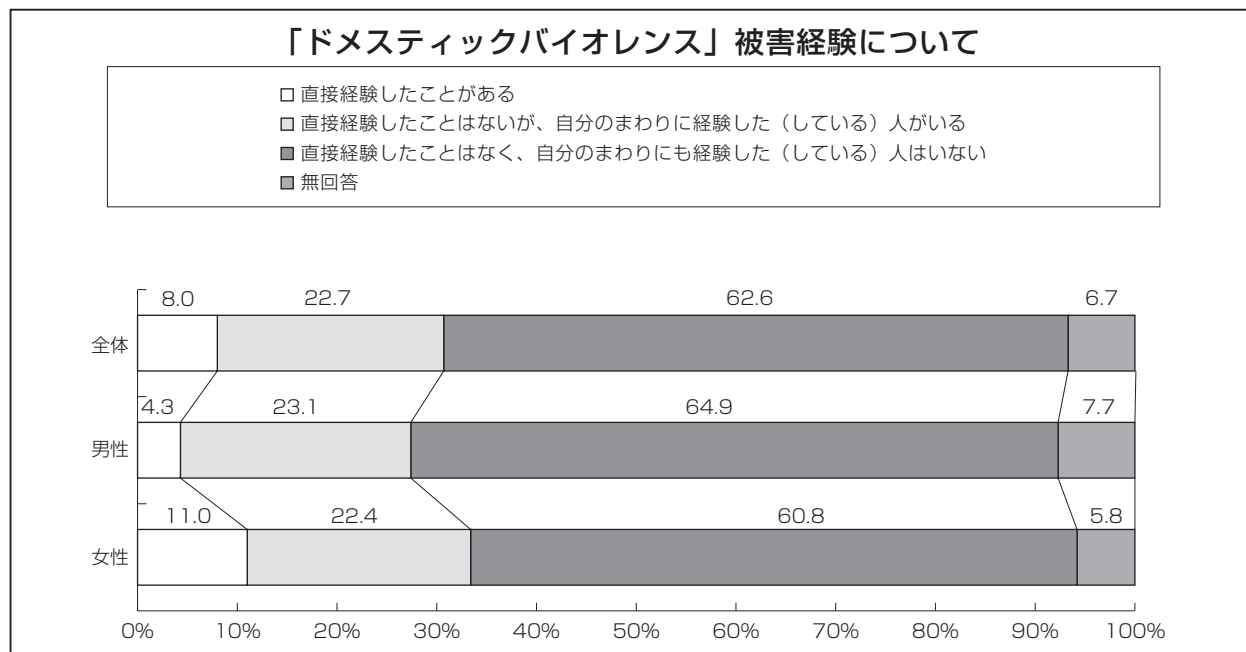
DV防止法第2条の3第3項に基づき策定した配偶者からの暴力防止と被害者の自立支援等の総合的な施策展開を行うための計画。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、性や生殖に関わるあらゆる事柄において、身体的にも精神的にも社会的にも、良好な状態が保障されることを言う。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。個人、特に女性の自己決定権を保障する考え方。

【参考資料；女性に対する暴力】

『あなたは、ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー等親密な関係にある、または、あった異性からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等）を経験したことがありますか？』



「直接経験」「自分のまわりで経験」と回答した女性は33.4%で、前回調査よりも増加しました。割合は低いものの男性で「直接経験したことがある」「自分のまわりで経験」と回答した方も前回調査の約2倍に増加しました。

引き続きDV予防の啓発、DV被害者の支援を行っていく必要があります。

基本課題 1 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶

(1) 男女間の暴力を根絶する環境づくり

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
35	DV防止に関する広報・講座等の開催	○広報紙・情報紙への啓発記事の掲載、講座や研修会を開催し、暴力根絶の意識づくりを促します。	市民活動支援課
36	学校におけるDV防止研修の実施	○学校教職員に対して、子どもに関わるDVに関する正しい理解・認識を促進するため、研修を実施します。 ○県等と連携しながら、市内の専門学校、高等学校等への啓発を行い、若年層へのDV防止意識の醸成を図ります。 ○若年層がDVの加害者や被害者とならないために、主に市内の中学校に対し「出雲市デートDV※防止出前講座」を実施します。	市民活動支援課 児童生徒支援課

※数値目標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)
DV防止研修会参加人数 (年間)	374人*	400人
中学・高校デートDV防止出前講座実施回数 (年間)	10回*	12回

*H27年度数値

(注)DV防止研修会参加人数は、中学・高校でのデートDV防止講座参加者数を除いた数

(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
37	DV等相談体制の充実	○DV等の相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、相談者へ適切な助言・支援を行います。(女性相談、人権相談、児童相談ほか)	市民活動支援課 関係各課
38	DV被害者支援体制の充実と自立への支援	○県、市等の関係機関との連携のもと、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。 ○被害者の支援について一元的に調整を行うDVワンストップ窓口※により被害者の負担軽減を図ります。	市民活動支援課 関係各課

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
39	セクシュアル・ハラスメント※防止意識の普及	○市民及び職場に向けて、セクシュアル・ハラスメント防止の広報・情報提供を行い、環境改善を図ります。	市民活動支援課 商工労働課

※デートDV

恋人(同居していない)間での身体的、精神的、性的、経済的暴力等のこと。

※DVワンストップ窓口

二次被害(相談員等からの被害者に対する不適切な対応によって、被害者がさらに傷つくこと)を防止し、相談者が1か所で必要な申請手続きを行うことができる窓口。市役所本庁内に設置し、出雲市女性相談センターと関係窓口等との総合的な調整を行う。

※セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動。身体への不必要な接触だけでなく、相手の意に反した性的な冗談や意図的に性に関する噂を流すことも含む。

基本課題2 性と生殖に関する互いの意思の尊重

(1) 性と生殖に関する互いの意思の尊重

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
40	発達段階に応じた性の健康教育の実施	<p>○教育現場におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の定着を図り、身体や命の大切さについての教育（性と命の学習）を推進します。</p> <p>○保護者、地域への情報提供・学習支援を行い、理解の促進に努めます。</p>	健康増進課 学校教育課
41	健康教育の推進と、健診・相談体制の充実	<p>○ライフステージに応じた健康づくり意識の啓発と相談体制の充実、各種健診の受診拡大に努めます。</p> <p>○女性が発症しやすい病気についての情報提供や学習会の開催や、個別相談を実施します。</p> <p>○女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん検診）体制の充実・受診促進に努めます。</p>	健康増進課
42	妊娠・出産等における母性保護の促進	<p>○妊娠から出産まで一貫した健康診査、健康相談、訪問相談等を行います。</p> <p>○働く女性の母性保護のため、事業主に対して労働基準法における母性保護規定の周知と普及を図ります。</p>	健康増進課 商工労働課

基本目標Ⅳ 推進体制の整備

- 【重点的な取組事項】 ★総合的な推進体制整備
★市民と行政の協働の取組の推進

第1次行動計画（H18～21）において、家庭・地域・職場・教育現場での推進体制を整備し、以降それぞれの立場で男女共同参画推進のための継続的な取組を行ってきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では避難生活や復旧過程において、男女のニーズの違いに対する配慮不足など、防災・復興における男女共同参画の視点の取組みの重要性が指摘され、お互いを認め合い尊重しあう男女共同参画のまちづくりの推進が再認識されました。

男女共同参画のまちを構築していくためには、市や市民、事業者、教育機関、地域の総合的活動拠点であるコミュニティセンター、その他関係団体等がそれぞれの責任を認識し、主体的に男女共同参画の取組を行っていくことが必要です。市職員においても、男女共同参画の視点に立ってそれぞれの職務を遂行し、地域における男女共同参画推進者としての役割を果たすよう推進体制強化に努めます。

これまでの計画の取組を基に、それぞれの分野での男女共同参画の主体的な取組を拡げていくために、市民への啓発や相談窓口である拠点施設の機能、連携の充実を図っていきます。

基本課題 1 行政における推進体制の整備

(1) 市における体制整備

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
43	男女共同参画推進体制の整備	○全庁的な取組推進を図るため市内部に設置した「出雲市男女共同参画推進本部」、市民により構成された「出雲市男女共同参画推進委員会」の活用を図り、行政と市民が連携して男女共同参画施策を推進します。	市民活動支援課
44	行動計画実施状況の把握・見直し	○年度ごとに各施策の実施状況をまとめ、施策の評価分析を行いながら、必要に応じて施策内容を見直します。 ○客観的に進捗状況を把握するための参考指標として数値目標を設定し、状況把握を行います。	市民活動支援課
45	男女共同参画に関する苦情相談窓口の設置	○市が行う施策に関する男女共同参画・男女平等についての苦情相談窓口を、本庁及び市男女共同参画センターに設置するとともに、周知に努めます。	市民活動支援課
46	入札参加希望者等の男女共同参画への取組状況把握	○入札参加希望者の子育て支援の状況を調査し評価に反映することで、男女が働きやすい職場づくりを促進します。	管財契約課 水道営業課 市民活動支援課
47	男女の適材配置	○市職員については、性別にとらわれない職員配置と職務分担を促進するとともに、管理職に必要な能力・意識向上のための研修機会を設けます。	人事課
48	市職員研修の実施	○男女共同参画の視点に立ってそれぞれの職務の遂行に努めるとともに、地域において男女共同参画推進者としての役割を果たす職員を育成するため、計画的に研修を実施します。	人事課 市民活動支援課

※数値目標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)
市管理職に占める女性の割合	15.9%	20%
市職員男女共同参画職場研修の実施率	88.7%*	100%

*H27年度数値

(2) 拠点施設機能の充実

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
49	男女共同参画推進拠点施設機能の充実	○男女共同参画拠点施設においては、意識啓発のための講座等の開催、展示、情報発信を充実するとともに、関係団体のネットワークの構築、活動支援等を行います。	市民活動支援課
50	コミュニティセンター機能の充実	○男女共同参画に関する情報提供、職員への研修の実施等により、地域の男女共同参画推進の拠点としての機能の充実を図ります。	自治振興課 市民活動支援課

(3) 男女共同参画の環境整備の推進

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
51	災害時等の男女の人権に配慮した対応	○ <u>出雲市地域防災計画</u> ※に基づき、防災対策に関して、男女双方の視点を十分に配慮するとともに、災害発生時の避難所運営などにおける男女のニーズに配慮した対応に努めます。 ○防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努めます。 ○災害時において人権に配慮した取組が行われるよう、防災関係機関や地域に向けた男女共同参画意識の啓発に努めます。	防災安全課 市民活動支援課 消防本部
52	<u>ユニバーサルデザイン</u> ※によるまちづくり	○子どもから高齢者、障がい者（児）すべての人が、安心して社会参加できるまちづくりを進めます。（公共施設、交通施設、道路、公園等）	福祉推進課 各課

※数値目標

項目	現状（H28）	目標（H33）
男女共同参画の視点からの防災講座の実施回数（年間）	5回*	10回

*H27年度数値

※出雲市地域防災計画

本市における災害対応・応急対策・復旧に関する内容を定めた計画。毎年度検討を加え、必要があると認めるときは所要の修正を加えることとなっている。

※ユニバーサルデザイン

全ての人にとって使いやすく分かりやすい、安全・快適な「もの・まち・サービス」をめざす考え方。

基本課題2 市民との連携体制の整備

(1) 市民との連携体制の整備

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
53	職場、教育現場における推進体制の整備	○職場、教育現場における推進体制の整備を促します。	市民活動支援課 商工労働課 保育幼稚園課 学校教育課
54	男女共同参画のネットワークづくり	○地区、職場及び教育現場における推進組織並びに男女共同参画関係市民団体が連携し、男女共同参画のまちづくりを総合的に推進します。	市民活動支援課

基本課題3 国、県及び関係機関等との連携

(1) 国、県及び関係機関との連携

	具体的な取組	取組の内容	担当部署
55	国、県及び関係機関との連携による推進	○男女共同参画に関する計画・施策について、国や県の計画等と連動した取組を行います。 ○講座等への講師派遣、各種情報交換、DV被害者支援など、関係機関との積極的な連携により、スムーズな事業運営を図ります。	市民活動支援課 各課

第4章 計画の数値目標

基本目標	基本課題	取組の方向	具体的取組	項目	現状 (H28)	目標 (H33)
I	1	(1)	1	性別による役割分担意識に否定的な人の割合 (市民意識調査)	61.7%	75%
II	1	(1)	7	附属機関の女性の参画率	30.3%	40%
				行政委員会の女性の参画率	10.6%	
				その他の審議会等への女性の参画率	28.2%	
				女性の参画がゼロの審議会等の数	13	
	2	(1)	10	家庭生活において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	37.4%	50%
	3	(1)	18	地域社会において男女が平等と感じている人の割合 (市民意識調査)	38.5%	50%
				地域における男女共同参画出前講座研修会参加者数 (5年間)	386人*	400人
		(2)	20	自治協会役員への女性の参画率	8.5%	10%
			21	女性消防団員数	7人	20人
	4-1	(2)	24	職場において男女が平等と感じている人の割合 (市民意識調査)	33.5%	40%
(3)		25	農業経営における家族経営協定の締結数	64協定*	69協定	
4-2	(1)	27	ワーク・ライフ・バランスの認知度 (市民意識調査)	63.5%	70%	
			ワーク・ライフ・バランス研修実施事業所数 (5年間)	8事業所*	15事業所	
			女性が仕事を続けやすいと感じている人の割合 (市民意識調査)	25%	40%	
			[参考] 事業所の役員のうち女性役員の割合 (国勢調査)	25.4% (H22) ※H27調査数値は、 H29.4公表予定	—	
5	(1)	29	教職員を対象とした男女共同参画に関する研修実施の学校の割合 (保、幼、小、中)	100%*	100%維持	
III	1	(1)	35	DV防止研修会参加人数 (年間) (注)	374人*	400人
			36	中学・高校デートDV防止出前講座実施回数 (年間)	10回*	12回
IV	1	(1)	47	市管理職に占める女性の割合	15.9%	20%
			48	市職員男女共同参画職場研修の実施率	88.7%*	100%
		(3)	51	男女共同参画の視点からの防災講座の実施回数 (年間)	5回*	10回

*印は、平成27年度の実績

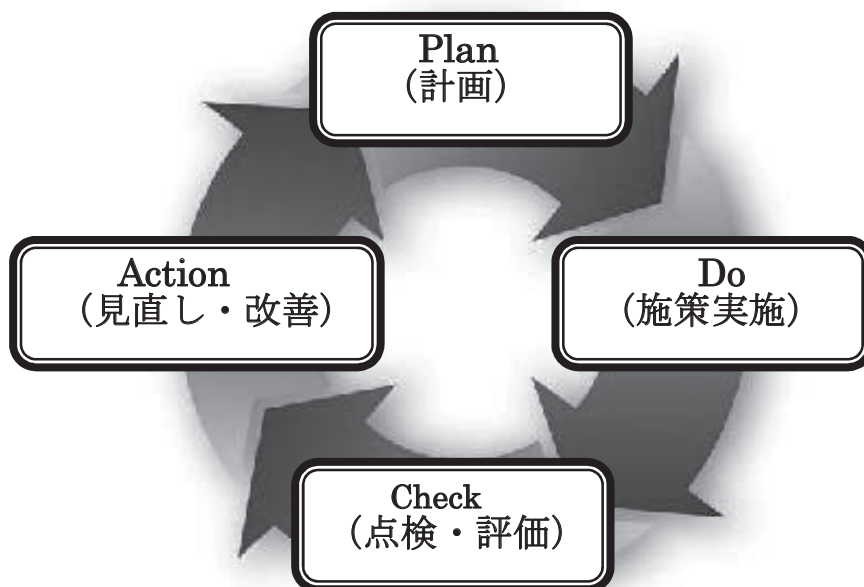
(注) DV防止研修会参加人数は、中学・高校でのデートDV防止講座参加者数を除いた数

第5章 計画の進行管理

この計画に定める事項について、毎年次、進捗状況を調査し、分析と評価を行います。また、その結果を公表するとともに、必要と認めるときは、目標値を含め、計画の変更、その他必要な対策を実施することを基本とします（「PDCAサイクル」）。

P l a n （計画）	各事業において、基本目標達成に向けた方策等を定める。特にポイントとする項目については数値目標を設定する。
D o （施策実施）	計画の内容を踏まえて、各事業を実施する。
C h e c k （点検・評価）	毎年次、施策の実施状況や数値目標の達成状況を把握・分析し、評価を行う。（年次報告書の作成）
A c t i o n （見直し・改善）	年次報告等の結果を踏まえ、計画及び数値目標の変更や、事業の見直し等を行う。

■ PDCAサイクルのイメージ図



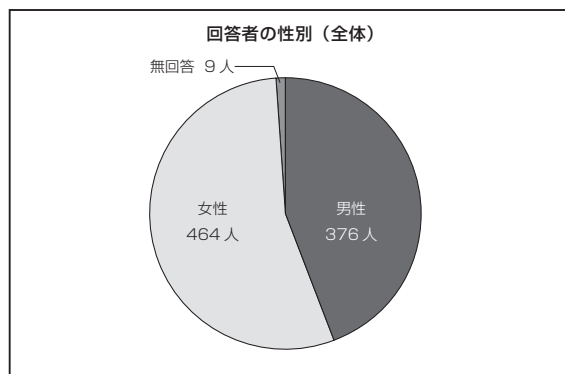
第4次 男女共同参画のまちづくり行動計画 策定経過

年	月	推進本部	部会(ワーキング)	推進委員会	その他	
28	4					
	5					
	6				・男女共同参画市民意識調査(6/16~7/21)	
	7				・男女共同参画市民意識調査集計・分析	
	8	第1回推進本部会議(8/26)	・第3次行動計画進捗状況説明 ・第4次行動計画の策定について説明		・男女共同参画市民意識調査集計・分析	
	9			第1回推進委員会(9/13)	・第3次行動計画概要説明 ・第4次行動計画の策定について協議 ・市民意識調査の結果報告	・第4次行動計画(案)の作成
	10		第1回推進本部部会(ワーキング)(10/28)	・第3次行動計画取組状況説明 ・第4次行動計画(素案)説明		
	11		第2回推進本部部会(ワーキング)(11/11)	・素案修正協議	第2回推進委員会(11/22)	・第4次行動計画(案)について協議
12		第3回推進本部部会(ワーキング)(12/5)	・素案修正説明		・パブリックコメント(12/12~1/12)	
29	1					
	2	第2回推進本部会議(2/9)	・第4次行動計画(案)審議			
	3				・第4次行動計画の策定	

「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査（平成 28 年 6 月実施）」集計結果（抜粋）
 （調査対象者数 2, 000 人、回答者数 849 人、回答率 42.5%）

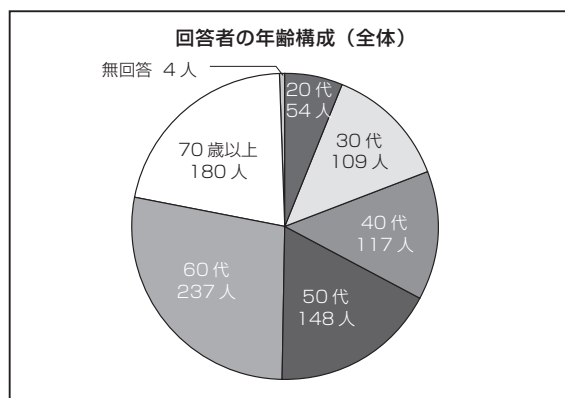
1. 調査回答者数 (単位：人)

男性	女性	無回答	合計
376	464	9	849



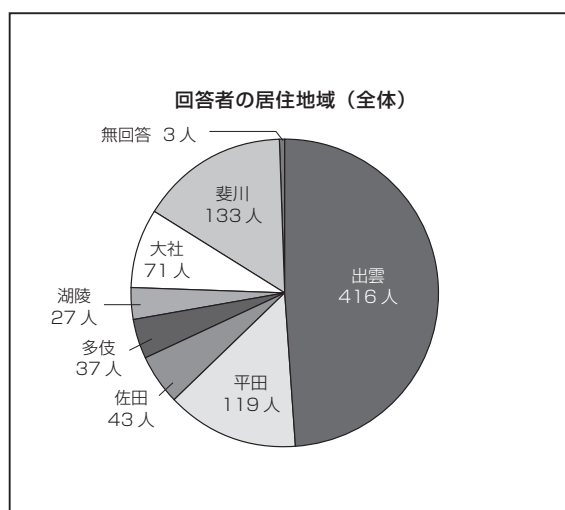
2. 年齢構成 (単位：人)

	全体	男性	女性	無回答
20～29 歳	54	24	30	0
30～39 歳	109	36	73	0
40～49 歳	117	52	65	0
50～59 歳	148	50	95	3
60～69 歳	237	112	124	1
70 歳以上	180	101	75	4
無回答	4	1	2	1



3. 地域別回答者数 (単位：人)

	全体	男性	女性	無回答
出雲地域	416	187	225	4
平田地域	119	52	65	2
佐田地域	43	18	24	1
多伎地域	37	15	22	0
湖陵地域	27	14	13	0
大社地域	71	27	44	0
斐川地域	133	62	70	1
無回答	3	1	1	1



出雲市男女共同参画のまちづくり条例

(平成 17 年出雲市条例第 408 号)

改正 平成 18 年 3 月 17 日条例第 40 号平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号

平成 27 年 3 月 25 日条例第 26 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 阻害行為の制限(第 8 条・第 9 条)
- 第 3 章 基本的施策(第 10 条—第 20 条)
- 第 4 章 推進体制(第 21 条—第 24 条)
- 第 5 章 雑則(第 25 条)
- 附則

前文

我が国においては、日本国憲法において、法の下での平等を基本とする個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権の尊重がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な試みが、国際社会の取組みとも連動しつつ、急速に進められてきた。

出雲市においても、こうした国際社会や国の動きとともに、男女共同参画の取組みを積極的に進めてきたが、家事、育児及び介護における女性の負担は依然大きく、性別によって役割を固定化する意識が存在し、女性の社会参画も十分には進んでいない状況にある。

また、社会問題として対応が急がれている男女間の暴力等についても、市内の相談件数は増加傾向にあり、その他関連する多くの課題が残されたままである。

さらに、家族形態の多様化や少子高齢化の進展など、地域社会を取巻く環境が急速に変化している状況のなかで、真に心豊かで活力あるふるさと出雲を創っていくためには、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が従来以上に強く求められるところである。

よって、出雲市は、男女共同参画のまちづくりを 21 世紀出雲の創造における基本的な課題と位置付け、全市民が一体となった総合的な男女共同参画のまちづくりを目指し、ここに「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、出雲市における男女共同参画のまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、真に心豊かで活力のある出雲市を創造していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女がそれぞれの適性に応じ、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を営む者をいう。
- (3) 積極的改善措置 市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれが一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼすものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されるものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、個人としての能力を発揮する機会が適正に確保されるなど男女の人権がそれぞれ尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識を強制されることなく、それぞれ個人として多様な生き方を選択することができるように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策、事業者における方針など様々な分野での企画、立案及び決定に、それぞれ能力・適性に応じて参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家族及び社会における責任を共に担うことによって、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における活動に、対等・平等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女間のあらゆる形態の暴力が根絶されること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会の取組みと密接に関係していることを考慮し、国際協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進をまちづくりの基本政策と位置づけ、前条に定める基本理念に則り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民生活のあらゆる分野における活動について、男女共同参画のまちづくりを推進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野において、男女共同参画によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、事業活動を行うにあたって、男女共同参画によるまちづくりに関する施策に積極的に協力するとともに、働く男女が仕事と家庭生活を両立させることができるよう職場環境の整備等に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育等あらゆる教育関係者は、基本理念に則り、それぞれの教育の場において、男女共同参画のまちづくりの推進に積極的に配慮するよう努めるものとする。

第2章 阻害行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、男女共同参画によるまちづくりの推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 市民生活のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2) 市民生活のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別による人権侵害

(情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を提供するにあたっては、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を連想させ、又は助長させる表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、その施策を計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画の策定にあたっては、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、議会に報告するとともに、広く市民等に周知し、理解と協力を促すものとする。

(実施状況の年次報告)

第 11 条 市長は、毎年、施策の実施状況等を議会に報告するとともに、広く市民等に周知するものとする。

(啓発活動等)

第 12 条 市は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における制度や慣習の見直しの働きかけをはじめとする啓発活動を行うものとする。(家庭への支援)

第 13 条 市は、基本理念に基づき、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護等の家庭生活及び就業その他の市民生活における活動に、対等に参画できるよう必要な支援を行うものとする。

(地域への支援)

第 14 条 市は、基本理念に基づき、地域の社会通念や慣習等の見直しに係る意識啓発に対する支援その他の必要な支援を行うものとする。

(職場への支援)

第 15 条 市は、基本理念に基づき、男女の仕事と家庭生活の両立など職場における積極的な活動を促進するために、各種情報の提供など必要な支援を行うものとする。

(教育現場への支援)

第 16 条 市は、基本理念に基づき、学校教育等あらゆる教育の場における人権意識の向上と男女共同参画の取組みに必要な支援を行うものとする。

(暴力等の防止及び被害者等への支援)

第 17 条 市は、配偶者等からのドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援に努めるものとする。

(相談への対応)

第 18 条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画によるまちづくりの推進を阻害する行為について、市民等から相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(拠点施設等の充実)

第 19 条 市は、男女共同参画のまちづくりを推進するための啓発、研修、相談等あらゆる活動の拠点となる施設や関連施設の充実に努めるものとする。

(苦情の処理等)

第 20 条 市長は、市が実施する施策に関する男女共同参画についての市民及び事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

第 4 章 推進体制

(推進委員)

第 21 条 市長は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、出雲市男女共同参画推進

委員（以下「推進委員」という。）を置く。

- 2 推進委員は、男女共同参画のまちづくりに関し、意見・苦情等の情報収集及び啓発活動を行うとともに、その活動に関し、市長に意見を述べるものとする。
- 3 推進委員は、10人以内とし、市長が委嘱する。
- 4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 男女いずれか一方の推進委員数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

（推進委員会）

第22条 市長は、前条の推進委員を構成員とする出雲市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

- 2 推進委員会は、行動計画に関する事項その他男女共同参画のまちづくりに関し、市長の諮問に応じ、調査及び審議し、市長に答申するものとする。
- 3 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第23条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 5 推進委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、会議に参画させることができる。

（庶務）

第24条 推進委員会の庶務は、市民文化部市民活動支援課において処理する。

第5章 雑則

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月17日条例第40号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日条例第13号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日条例第26号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

出雲市男女共同参画推進本部設置規程

(平成 17 年出雲市訓令第 59 号)

改正 平成 21 年 6 月 30 日訓令第 16 号平成 22 年 3 月 31 日訓令第 5 号

平成 25 年 3 月 31 日訓令第 8 号 平成 27 年 3 月 31 日訓令第 6 号

平成 28 年 3 月 30 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、出雲市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 本部は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

(1) 本部長 市長

(2) 副本部長 副市長及び教育長

(3) 本部長 出雲市行政組織条例（平成 22 年出雲市条例第 13 号）第 1 条に規定する部及び局の長、担当部長、教育部長、消防本部消防長、市立総合医療センター事務局長、議会事務局長、会計管理者、監査委員事務局長及び支所長

(所掌事務)

第 3 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 基本施策の推進に関すること。

(2) 行動計画案及び同改正案の策定に関すること。

(3) 部相互の間又は部若しくは行政委員会等の間において、特に連絡調整又は協議検討を必要とする事項

(4) 前各号に定めるもののほか、本部長が必要と認める事項

(会議)

第 4 条 本部の会議（以下「会議」という。）は、随時開催することとする。

2 会議は、本部長が招集する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を副市長が代理する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、関係課長その他の職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 副本部長及び本部長は、会議に付議すべき事案のうち、急を要するものがあるときは、会議の開催を要求することができる。

(部会)

第 5 条 本部は、特定の事項を調査、検討するため、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき部会員は、本部長が別に定める。

- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する部会員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査、検討した結果を本部長に報告しなければならない。
- 5 部会は、調査、検討の終了とともに解散するものとする。
(幹事)

第6条 本部に幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事長は、市民活動支援課長を、幹事は、市民活動支援課員をもって充てる。
- 3 幹事長及び幹事は、本部長の命を受け常に会議に出席して、会議の事務を整理し、かつ、意見を述べることができる。
(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民文化部市民活動支援課において処理する。
(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年12月16日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日訓令第16号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第5号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日訓令第8号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日訓令第5号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

出雲市の主な動き

年	行政の動き	年	市民の動き
1982(S57)	・平田市ふれんどりーハウス（働く婦人の家）設置	1985(S60)	・多伎女性の会結成
1986(S61)	・出雲市働く婦人の家設置	1992(H4)	・出雲女性フォーラム結成
1995(H7)	・多伎町婦人研修館設置	1995(H7)	・たいしゃ女性ネットワーク結成
1996(H8)	・湖陵町女性模擬議会開催 ・大社町輝く女性20人委員会設置 ・出雲市女性センター設置 ・第1回出雲市青年男女のための共同参画セミナー実施	1997(H9)	・湖陵まちづくり女性の会結成 ・出雲女性フォーラム「女性のくらしと意識に関するアンケート結果報告書」作成 ・ひらたネットステーション結成
1997(H9)	・大社町における女性の生活実態に関する意識調査実施 ・大社町輝く女性20人委員会提言書提出	1998(H10)	
1998(H10)	・出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会設置	1998(H10)	
1999(H11)	・大社町男女共同参画計画 策定 ・大社町男女共同参画推進計画推進懇話会設置	2000(H12)	・大社「ひよっとこ一座」結成
2000(H12)	・出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会意見書提出 ・男女共同参画による出雲市まちづくり条例制定 ・男女共同参画による出雲市まちづくり条例施行規則制定 ・出雲市男女共同参画推進本部設置規程制定 ・男女共同参画による出雲市まちづくり行動計画策定	2000(H12)	
2002(H14)	・男女共同参画計画の策定に係る市民意識調査（平田市） ・男女共同参画に関する市民意識調査（出雲市） ・平田市男女共同参画推進本部会議設置 ・男女共同参画計画策定委員会設置（平田市） ・平田市男女共同参画計画検討委員会設置	2003(H15)	・多伎町男女共同参画推進実行委員会結成
2003(H15)	・平田市男女共同参画計画 策定 ・平田市男女共同参画基本条例 制定・施行	2003(H15)	
2005(H17)	・ 3/22 旧2市4町合併、新出雲市誕生		
2006(H18)	・出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会設置 ・出雲市男女共同参画のまちづくりについて答申（男女共同参画のまちづくり懇話会） ・出雲市男女共同参画のまちづくり条例制定（12/16） ・出雲市男女共同参画都市宣言議決（12/16） ・出雲市男女共同参画推進本部設置 ・出雲市男女共同参画推進委員会設置	2007(H19)	・湖陵まちづくり女性の会冊子「あゆみ」発行 ・出雲市男女共同参画のまちづくり実行委員会発足（8/20） ・出雲市男女共同参画フェスタ開催（10/16） ・出雲市男女共同参画のまちづくり実行委員会が「男女共同参画都市宣言」を提案（11/25） ・上記実行委員会が「男女共同参画宣言都市記念式典」を国・市と共同開催（3/4） ・上記実行委員会が「2006男女共同参画フェスタ」開催（6/4） ・上記実行委員会が男女共同参画一行詩の募集
2007(H19)	・男女共同参画宣言都市記念式典開催（3/4） ・出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画について答申（男女共同参画推進委員会） ・出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定（3/31） ・入札参加者資格審査申請に伴う「男女共同参画推進状況調査」の実施	2007(H19)	・全国男女共同参画宣言都市サミットinいづも実行委員会準備会発足（10/11） ・準備会のメンバーで全国男女共同参画宣言都市サミットinおおつ視察（11/2、11/3）
2008(H20)	・出雲市男女共同参画ネットワーク会議開催（3/11） ・出雲市女性センターを出雲市男女共同参画センターに改称、センター内へ出雲市男女共同参画室新設（4/1） ・出雲市女性相談センターの新設	2008(H20)	・出雲市男女共同参画フェスタ開催（2/24） ・全国男女共同参画宣言都市サミットinいづも実行委員会設立（3/26） ・全国男女共同参画宣言都市サミットinいづも開催（11/7、11/8）
2008(H20)	・平成20年度全国男女共同参画宣言都市サミットが出雲市で開催内定（7/20） ・入札参加者資格審査申請に伴う「男女共同参画推進状況調査」の実施 ・全国男女共同参画宣言都市サミットinいづも開催（11/7、11/8）	2008(H20)	

2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市DV対策基本計画策定(3月) ・DVワンストップ相談窓口設置(4月) ・入札参加者資格審査申請に伴う「男女共同参画推進状況調査」の実施 	2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議が、家庭・地域・職場・教育現場における地域課題に視点をあてた取り組みを実施(H21.10~H22.3月)
2010 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定(3月) 		
2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・10/1 斐川町との合併 		
2012 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次出雲市DV対策基本計画策定(3月) 		
2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定(3月) 	2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議の部会が、おもいやり防災部会、ワーク・ライフ・バランス部会、赤ちゃん登校日部会の3部会となり、より具体的な取組を実施
2014 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市男女共同参画推進委員会が、男女共同参画の視点からの防災(復興)対策の推進について提言(2月) ・出雲市男女共同参画推進委員会が、第4次行動計画の策定を見据えた具体的取組の提言について検討開始 		
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市男女共同参画推進委員会が、仕事と生活の調和推進及び男女間の暴力の防止と被害者への支援について提言(1月) 	2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議が、大介護時代の到来を見据え仕事と介護の両立に向けたセミナーを実施(2/14、10/16)
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定(3月) 		

